

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後			変 更 前		
愛媛県農業経営基盤強化促進 に関する基本方針（案）	策定年月日	平成6年2月14日	愛媛県農業経営基盤強化促進 に関する基本方針（案）	策定年月日	平成6年2月14日
	変更年月日	平成12年7月4日		変更年月日	平成12年7月4日
	変更年月日	平成14年4月1日		変更年月日	平成14年4月1日
	変更年月日	平成18年3月28日		変更年月日	平成18年3月28日
	変更年月日	平成22年3月12日		変更年月日	平成22年3月12日
	変更年月日	平成23年3月31日		変更年月日	平成23年3月31日
	変更年月日	平成26年6月30日		変更年月日	平成26年6月30日
	変更年月日	平成28年4月1日		変更年月日	平成28年4月1日
	変更年月日	令和3年4月1日		変更年月日	令和3年4月1日
	変更年月日	令和5年6月28日		変更年月日	令和5年6月28日
	変更年月日	令和 年 月 日			
令和 年 月			令和5年6月		
愛 媛 県			愛 媛 県		

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
目次	目次
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
1 愛媛農業の現状と振興方針	1 愛媛農業の現状と振興方針
2 農業経営基盤強化の方向	2 農業構造の実態
3 地帯別振興方向	3 農業経営基盤強化の方向
	4 地帯別振興方向
第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
目標営農類型一覧表	目標営農類型一覧表
第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項
1 農業を担う者の確保及び育成方針	1 農業を担う者の確保及び育成方針
2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針	2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針
3 県の取組方針	3 県の取組方針
4 関係機関の連携・役割分担	4 関係機関の連携・役割分担
5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標
第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項
第7 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項	第7 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
農業地帯別目標営農類型基本的指標 1 目標営農類型策定の前提条件 2 沿岸・島しょ部農業地帯営農類型 3 農山村農業地帯営農類型 4 平地農業地帯営農類型 5 県全域(畜産)営農類型	農業地帯別目標営農類型基本的指標 1 目標営農類型策定の前提条件 2 沿岸・島しょ部農業地帯営農類型 3 農山村農業地帯営農類型 4 平地農業地帯営農類型 5 県全域(畜産)営農類型

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 1 愛媛農業の現状と振興方針 愛媛県は、東南に長く、瀬戸内海・宇和海に臨んだ 1,704 kmの長い海岸線と大小 200 余の島しょ部を持ち、温暖な気候のもとに、果樹、畜産、米を基幹として多種多様な農産物の生産が行われている。特に沿岸地域や島しょ部で栽培されているかんきつ類の生産規模は全国一を誇るなど、西日本における有力な食料基地の役割を果たしている。 一方で、農業構造については、60 歳未満の基幹的農業専従者のいる農家や新たに就農する若年労働力が減少する反面、高齢専業農家や後継者のいない農家が急速に増加する等ぜい弱な構造となっている。特に、農山村地域においては、過疎化の進行も相まって、荒廃農地が増加する等農地の維持のみならず、農村集落の機能の維持そのものが困難な地域もみられる。 このため、中山間地域が多く、担い手不足、荒廃農地の増大等の構造的な課題を抱えている本県においては、優れた経営感覚を備えた担い手を確保するとともに、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を図る取組みを一体的かつ積極的に進め、農業の構造改革を一層加速していく必要がある。また、農業・農村を担う若者を中心とした就農者を一人でも多く確保するため、自ら農業経営を開始しようとする青年等及び、農業法人等に就農しようとする青年等を、優れた農業経営者として育成し、個々の農家の担い手という問題にとどまらず、農業という産業の担い手、農村地域社会の担い手として育成確保するという観点に立ち、その取組をより一層推進するものとする。 さらには、近年の世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクが高まっており、国内の農業生産基盤の増大が必要とされる中で、本県においても将来にわたり食料を安定的に供給するため、生産基盤の高度化や生産振興、担い手の育成確保等、総合的に施策を展開し、農業生産基盤の強化を実現する。	第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 1 愛媛農業の現状と振興方針 愛媛県は、東南に長く、瀬戸内海・宇和海に臨んだ 1,704 kmの長い海岸線と大小 200 余の島しょ部を持ち、温暖な気候のもとに、果樹、畜産、米を基幹として多種多様な農産物の生産が行われている。特に沿岸地域や島しょ部で栽培されているかんきつ類の生産規模は全国一を誇るなど、西日本における有力な食料基地の役割を果たしている。 こうした中、平坦部が少なくそのほとんどが急傾斜地域である南予を中心とした沿岸地域と東・中予の島しょ部においては、適地適作を基本とした果樹生産を、集団的な農用地が一部の盆地を除いて少ない農山村地域においては、地域の基幹的産業として米、野菜、果樹、畜産等多種多様な農産物の生産を、また、都市化、工業化の発展に伴い他産業の就業機会が多くある東・中予の平坦地域においては、水田農業に加えて施設野菜・花き生産を、農業振興の柱として地域の実情に即した農業生産の展開を図っている。今後も、多様な立地条件を活かし、適地適作に基づき地域の実情を踏まえた振興策に取り組むことにより、農産物の需給動向に対応できる均衡のとれた供給産地を形成するものとする。 また、中山間地域が多く、担い手不足、荒廃農地の増大等の構造的な課題を抱えている本県においては、優れた経営感覚を備えた担い手を確保するとともに、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を図る取組みを一体的かつ積極的に進め、農業の構造改革を一層加速していく必要がある。そのため、農業生産の基盤である優良農地については、こうした動向に対応した生産物の流通条件、地域の農業就業構造等を考慮した農業振興地域整備計画に即し、その確保に努めるものとする。農業生産振興の基礎となる基盤整備については、農地中間管理機構との連携に配慮しつつ、その整備の向上を一層図ることとし、特に、麦・大豆等の対策にも対応した水田の汎用化や東・南予の平坦地域における大区画ほ場の整備、南予を中心とした沿岸地域と東・中予の島しょ部の急傾斜樹園地における園内作業道や多目的かんがい施設等の整備並びに園地の緩傾斜化、農山村地域における棚田の整備など、地域の実情に即したきめ細かな農業基盤の整備を担い手の育成と農地の集積に配慮しながら進めるものとする。 また、農業・農村を担う若者を中心とした就農者を一人でも多く確保するため、自ら農業経営を開始しようとする青年等及び、農業法人等に就農しようとする青年等を、優れた農業経営者として育成し、本県農業・農村の活性化を図るため、個々の農家の担い手という問題にとどまらず、農業という産業の担い手、農村地域社会の担い手たる青年等を育成確保するという観点に立ち、 ○ 新しく農業を志す就農希望者の掘り起こしから就農に至る過程のきめ細やかな支援 ○ 新たな就農者が優れた農業経営者として育つための支援 ○ 若者をはじめとした就農者が希望を持って定着するための環境づくりの支援 ○ 関係者が一体となった支援活動の強化 に取り組みながら、新規就農青年等の確保育成をより一層推進するものとする。

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
2 農業経営基盤強化の方向 (1) 構造再編の方向 本県農業が抱える問題に対処していくため、「えひめ農林水産業振興プラン」及び「愛媛県農業振興地域整備基本方針」との整合性に留意しつつ、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じ、本県農業の健全な発展を図るものとする。 具体的には、10年後に実現可能性のある目標とするため、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたりおおむね2,000時間）の水準を達成しつつ、地域その他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得おおむね460万円）を確保したうえで、さらなる所得の向上に向けた取組に努め、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。 新規就農青年等の確保育成にあたっては、担い手としての数の確保、経営体の担い手としての能力、めざすべき経営体の姿を明らかにして推進することとし、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とし、新規就農者（雇用就農者含む）を毎年180名確保することを目標とする。 また、自ら農業経営を開始しようとする青年等が目標とする経営の姿は、原則として、経営がおおむね軌道に乗る時点（就農後5年目）の経営規模及び所得水準が就農予定地の各市町が策定している農業経営基盤強化促進法に基づく市町「基本構想」の農業経営指標に示す水準を目標とするとともに、農業法人等に就農しようとする青年等の農業従事態様は、農業法人等の中核を担う人材として育成していくことを目的とし、就農者として実践的な農業技術を習得した時点（就農後5年目）の年間農業従事日数、就業内容、役職を目標として設定する。 さらに、当面効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成が困難である等地域の実情に即し、育成すべき農業経営体以外にも地域農業の維持・発展のために必要な多様な担い手像を明確にする。	2 農業構造の実態 愛媛県の農業構造については、60歳未満の基幹的農業専従者のいる農家や新たに就農する若年労働力が減少する一方、高齢専業農家や後継者のいない農家が急速に増加する等ぜい弱な構造となっている。 特に、農山村地域においては、過疎化の進行も相まって、遊休農地が増加する等農地の維持のみならず、農村集落の機能の維持そのものが困難な地域もみられる。 3 農業経営基盤強化の方向 (1) 構造再編の方向 このような問題に対処していくためには、農業を今後とも愛媛県の基幹的産業として振興し、若者が農業を魅力とやりがいのある職業として感じ地域に定着できるような、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。 このため、愛媛県は、「愛媛県農業振興地域整備基本方針」及び「えひめ農林水産業振興プラン2021」との整合性に留意しつつ、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化、増加傾向にある遊休農地及び今後遊休農地となるおそれがある農地（以下「遊休農地等」という。）の実態把握を通じた発生防止・解消その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じ、本県農業の健全な発展を図るものとする。 具体的には、10年後に実現可能性のある目標とするため、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたりおおむね2,000時間）の水準を達成しつつ、地域その他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得おおむね450万円）を確保したうえで、さらなる所得の向上に向けた取組に努め、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。 新規就農青年等の確保育成にあたっては、担い手としての数の確保、経営体の担い手としての能力、めざすべき経営体の姿を明らかにして推進することとし、1年間に130人の新規就農者を確保することを目指し（ただし、農業法人等に就農しようとする青年等を除く。）、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。 また、自ら農業経営を開始しようとする青年等が目標とする経営の姿は、原則として、経営がおおむね軌道に乗る時点（就農後5年目）の経営規模及び所得水準が就農予定地の各市町が策定している農業経営基盤強化促進法に基づく市町「基本構想」の農業経営指標に示す水準を目標とするとともに、農業法人等に就農しようとする青年等の農業従事態様は、農業法人等の中核を担う人材として育成していくことを目的とし、就農者として実践的な農業技術を習得した時点（就農後5年目）の年間農業従事日数、就業内容、役職を目標として設定する。 さらに、当面効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成が困難である等地域の実情に即し、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体以外にも地域農業の維持・発展のために必要な多様な担い手像を明確にすることにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
(2) 構造再編の方法 この目標を達成するため、集落における話合いと農業者の自主性と創意工夫を基調として、関係機関・団体等の有機的な連携のもとに、次の諸事項について具体的な活動を行うものとする。 ア 優良農地を確保するとともに、経営規模の拡大と経営改善を図り、経営管理の熟度に応じて農業経営の法人化を促進する。 イ 農業機械・施設の共同利用及び農作物の団地化、さらにはD Xの現場実装により農作業の効率化を促進する。 ウ 地域の特性に応じて各種農業基盤整備事業を活用して、生産性の向上を促進する。 エ 高収益作物の導入及びその産地形成を推進するとともに、消費者・実需者の多様なニーズに対応するため、生産・加工・流通の一体化等農業の6次産業化に向けた取組を積極的に促進する。 オ 新規就農者の受入れのために、地域の実態に応じた支援を、農業協同組合、各市町農業公社等を活かしながら推進し、地域をリードする農業者に育成する。 なお、規模の大きい先進的な法人経営体については、新規就農者（後日独立して農業経営を開始する予定の者を含む。）の受け皿としても位置づけ、支援する。 カ 女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。 キ 効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で役割分担を明確にし相互にメリットを享受できるよう、健全なコミュニティへの発展を図る。 ク 新規就農青年等の確保育成にあたっては、就農候補者の募集から研修、経営定着・発展・継承に至る各段階に応じた、きめ細かな施策を展開することとし、以下の取組を促進する。 (ｱ)農村青年のみでなく、農外からの新規参入者やUターン青年等を含め、幅広く就農を希望する人材の発掘に努めるとともに、農業体験や営農のための実務研修等就農に至る過程に対する一貫した支援活動を行う。 (ｲ)営農形態や農業従事態様の多様化に対応した、担い手を育成するため、就農準備を経て実際に就農し、経営の基礎を十分に固める段階や、就農者として実践的な農業技術を習得するに至るまでの個別のプログラムを作成し、濃密な指導助言を行い、職業意識や経営理念、経営構想力、問題解決能力、管理能力、リーダーシップの確保開発に努める。 (ｳ)進んで就農できる環境づくりを推進するため、技術・経営・資金・農地・農村生活・仲間づくりや受入れ体制に関する情報の収集及び提供・相談活動を行う。 (ｴ)希望と誇りをもって就農できる気運と環境を醸成するため、農業問題や後継者問題等について協議し、対策を講じる支援活動の強化に努める。 ケ 効率的かつ安定的な農業経営体の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即し、多様な担い手を以下のように位置づけ、その育成を図る。 (ｱ)育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体を補完する受託組織等 市町、農協等が参画した第3セクターやサービス事業体等の農作業受託組織については、農作業の	(2) 構造再編の方法 この目標を達成するため、集落における話合いと農業者の自主性と創意工夫を基調として、関係機関・団体等の有機的な連携のもとに、次の諸事項について具体的な活動を行うものとする。 ア 優良農地を確保するとともに、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等を積極的に活用し、経営規模の拡大と経営改善を図り、経営管理の熟度に応じて農業経営の法人化を促進する。 イ 農業機械・施設の共同利用及び農作物の団地化により農作業の効率化を促進する。 ウ 地域の特性に応じて、農地の区画の拡大、水田の汎用化、かんがい排水施設の整備など、各種農業基盤整備事業を活用して、生産性の向上を促進する。 エ 高収益作物の導入及びその産地形成を推進するとともに、消費者・実需者の多様なニーズに対応するため、生産・加工・流通の一体化等農業の6次産業化に向けた取組を積極的に促進する。 オ 新規就農者の受入れのために、地域の実態に応じた、土地利用調整、技術研修、営農指導体制の整備を、農業協同組合、各市町農業公社等を活かしながら推進し、地域をリードする農業者に育成する。 なお、規模の大きい先進的な法人経営体については、新規就農者（後日独立して農業経営を開始する予定の者を含む。）の受け皿としても位置づけ、支援する。 カ 女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。 キ 効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし相互にメリットを享受できるよう、連携協力していくことを通じて健全なコミュニティへの発展を図る。 ク 新規就農青年等の確保育成にあたっては、就農候補者の募集から研修、経営定着・発展・継承に至る各段階に応じた、きめ細かな施策を展開することとし、以下の取組を促進する。 (ｱ)意欲ある青年農業者等を一人でも多く確保し、地域への定着を促進するため、農村青年のみでなく、農外からの新規参入者やUターン青年等を含め、幅広く就農を希望する人材の発掘に努めるとともに、農業体験や営農のための実務研修等就農に至る過程に対する一貫した支援活動を行う。 (ｲ)営農形態や農業従事態様の多様化に対応した、効率的かつ安定的な経営体の担い手を育成するため、就農準備を経て実際に就農し、経営の基礎を十分に固める段階や、就農者として実践的な農業技術を習得するに至るまでの個別のプログラムを作成し、濃密な指導助言を行い、職業意識や経営理念、経営構想力、問題解決能力、管理能力、リーダーシップの確保開発に努める。 (ｳ)青年等が進んで就農できる環境づくりを推進するため、技術・経営・資金・農地・農村生活・仲間づくりや受入れ体制に関する情報の収集及び提供・相談活動を行う。 (ｴ)若者が希望と誇りをもって就農できる気運と環境を醸成するため、農業問題や後継者問題等について協議し、対策を講じる支援活動の強化に努める。 ケ 効率的かつ安定的な農業経営体の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即し、多様な担い手を以下のように位置づけ、その育成を図る。 (ｱ)育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体を補完する受託組織等 市町、農協等が参画した第3セクターやサービス事業体等の農作業受託組織については、農作業の

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
受託を通じ育成すべき農業経営体を補完するものとして、その育成を図る。 (イ) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体の育成母体となる生産組織 地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化へ誘導を図る。 特に、集落を単位とした生産組織（集落営農）については、農地管理の面において重要な役割を担うことを考慮し、組織自体の協業経営化・法人化による組織経営体、組織内のオペレーター等の専従的農家からの個別経営体への発展を支援し、その経営発展を加速することにより、農業経営の育成を図る。 コ 必要に応じて、地域の農業者等との適切な役割分担のもと、安定的かつ効率的な農業経営に取り組むことを原則とし、担い手として積極的に一般企業の参入を図る。 3 地帯別振興方向 地域別には、次のとおり3地帯に区分し、地域の実情を踏まえた振興策に取り組むことにより、農産物の需給動向に対応できる均衡のとれた供給産地の形成を図ることで、上記目標を達成するものとする。 【沿岸・島しょ部農業地帯】 島しょ部又は海に面している樹園地の占める割合が相当程度である農業地帯においては適地適作を基本とした果樹生産が行われており、園内作業道や多目的かんがい施設等の整備並びに園地の緩傾斜化などの基盤整備、省力機械施設の整備及び労働を補完するシステムの構築を推進するとともに、分散した園地の集積と適正な規模拡大を中心に農用地の利用調整を進め、果樹産地の再編成と銘柄産地の育成を図る。特に、経営管理の熟度が向上した経営体については、必要に応じ、法人形態への移行を誘導する。 【農山村農業地帯】 内陸の農山村を中心とした傾斜地率又は林野比率が相当程度である農業地帯においては地域の基幹的産業として米、野菜、果樹、畜産等多種多様な農産物の生産が行われており、棚田の整備など地域の実情に即した基盤整備、集落等を単位とした地域の資源の管理や生産を行う組織の育成を推進するとともに、高収益、高付加価値作目の積極的な導入による所得向上を目指すよう誘導する。 【平地農業地帯】 沿岸・島しょ部及び農山村地帯を除く平坦な地域を中心とした農業地帯においては水田農業に加えて施設野菜・花き生産が行われており、麦・大豆等の対策にも対応した水田の汎用化やほ場の大区画化等の基盤整備、農作業受委託の組織化を促進するとともに、個別経営体の規模拡大を中心に、農用地の利用調整を通じて連担化などの作業条件の改善を進める。特に、経営管理の熟度が向上した経営体については、必要に応じ、法人形態への移行を誘導する。 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 愛媛県における第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、農業地帯別の主要な営農類型を示すと次のとおりである。 なお、畜産については、県全域で示すこととする。	の受託を通じ育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体を補完するものとして、その育成を図る。 (イ) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体の育成母体となる生産組織 地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化へ誘導を図る。 特に、集落を単位とした生産組織（集落営農）については、農地管理の面において重要な役割を担うことを考慮し、組織自体の協業経営化・法人化による組織経営体、組織内のオペレーター等の専従的農家からの個別経営体への発展を支援し、その経営発展を加速することにより、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る。 コ 地域農業の維持・発展を図る上で必要な場合には、地域の農業者等との適切な役割分担のもと、安定的かつ効率的な農業経営に取り組むことを原則とし、担い手として積極的に一般企業の参入を図る。 4 地帯別振興方向 地域別には、次のとおり3地帯に区分し上記目標を達成するものとする。 【沿岸・島しょ部農業地帯】 島しょ部又は海に面している樹園地の占める割合が相当程度である農業地帯においては、園内作業道や多目的かんがい施設等の整備並びに園地の緩傾斜化などの基盤整備、省力機械施設の整備及び労働を補完するシステムの構築を推進するとともに、分散した園地の集積と適正な規模拡大を中心に農用地の利用調整を進め、果樹産地の再編成と銘柄産地の育成を図る。特に、経営管理の熟度が向上した経営体については、必要に応じ、法人形態への移行を誘導する。 【農山村農業地帯】 内陸の農山村を中心とした傾斜地率又は林野比率が相当程度である農業地帯においては、棚田の整備など地域の実情に即した基盤整備、集落等を単位とした地域の資源の管理や生産を行う組織の育成を推進するとともに、高収益、高付加価値作目の積極的な導入による所得向上を目指すよう誘導する。 【平地農業地帯】 沿岸・島しょ部及び農山村地帯を除く平坦な地域を中心とした農業地帯においては、麦・大豆等の対策にも対応した水田の汎用化やほ場の大区画化等の基盤整備、農作業受委託の組織化を促進するとともに、個別経営体の規模拡大を中心に、農用地の利用調整を通じて連担化などの作業条件の改善を進める。特に、経営管理の熟度が向上した経営体については、必要に応じ、法人形態への移行を誘導する。 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 愛媛県における第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、農業地帯別の主要な営農類型を示すと次のとおりである。 なお、畜産については、県全域で示すこととする。

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後				
【目標営農類型一覧表】（詳細は、後掲の農業地帯別目標営農類型基本的指標に記載のとおり）				
経 営 体 別		営 農 類 型 別		経営規模
沿岸・島しょ部農業地帯	個別経営体	土地利用型	うんしゅうみかん	2.2 ha
			甘平＋いよかん＋不知火＋優良中晩柑	2.2 ha
			うんしゅうみかん＋甘平＋いよかん＋優良中晩柑＋キウイフルーツ	1.6 ha
			うんしゅうみかん＋甘平＋ぽんかん＋優良中晩柑	1.7 ha
			清見＋甘夏柑＋不知火＋優良中晩柑	2.8 ha
			河内晩柑＋甘夏柑＋不知火	2.9 ha
			施設型	施設中晩柑＋施設愛媛果試第28号(紅まどんな)＋いよかん＋不知火＋優良中晩柑
</				

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後						
			うんしゅうみかん＋甘平＋いよかん＋優良中晩柑＋ キウイフルーツ	1.6 ha		
		施 設 型	施設うんしゅうみかん＋うんしゅうみかん＋施設中 晩柑＋施設愛媛果試第 28 号(紅まどんな)	1.5 ha		
			施設高設いちご＋水稻	6.3 ha		
			施設きゅうり＋水稻	6.9 ha		
			施設トマト＋水稻	6.9 ha		
			施設アスパラガス＋水稻	7.0 ha		
			施設バラ（ロックウール）	0.4 ha		
			施設デルフィニウム＋枝物（花木）＋夏秋きゅうり	1.0 ha		
			施設花壇苗	0.4 ha		
	組織経営体	土地利用型	水稻＋麦＋大豆＋水稻作業受託	55.0 ha		

営 農 類 型 別				経 営 規 模	
県 全 域 （ 畜 産 ）	個別経営体	畜 産	酪農	経産牛 50 頭	育成牛 25 頭 飼料作物 10.0 ha
			肉用牛（繁殖一貫）	繁殖牛・子牛 25 頭	肥育牛 53 頭 飼料作物 3.8 ha
			肉用牛（肉専用種肥育）	肉用牛 125 頭	飼料作物 2.2 ha
			肉用牛（交雑種肥育一貫）	肉用牛 300 頭	飼料作物 6.0 ha
			養豚（一貫）	種雌豚 160 頭	肥育豚 1,600 頭
			養鶏（採卵鶏）	成鶏 30,000 羽	育成鶏 15,000 羽
			養鶏（ブロイラー）	ブロイラー45,000 羽	

第 3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

愛媛県における第 1 に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第 2 の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標のとおり。

変 更 前						
			うんしゅうみかん＋甘平＋いよかん＋優良中晩柑＋ キウイフルーツ	1.6 ha		
		施 設 型	施設うんしゅうみかん＋うんしゅうみかん＋施設中 晩柑＋施設愛媛果試第 28 号(紅まどんな)	1.5 ha		
			施設高設いちご＋水稻	6.3 ha		
			施設きゅうり＋水稻	6.9 ha		
			施設トマト＋水稻	6.9 ha		
			施設アスパラガス＋水稻	7.0 ha		
			施設バラ（ロックウール）	0.4 ha		
			施設デルフィニウム＋枝物（花木）＋夏秋きゅうり	1.0 ha		
			施設花壇苗	0.4 ha		
	組織経営体	土地利用型	水稻＋麦＋大豆＋水稻作業受託	55.0 ha		

営 農 類 型 別				経 営 規 模	
県 全 域 （ 畜 産 ）	個別経営体	畜 産	酪農	経産牛 50 頭	育成牛 25 頭 飼料作物 5.0 ha
			肉用牛（繁殖一貫）	繁殖牛・子牛 18 頭	肥育牛 56 頭 飼料作物 3.4 ha
			肉用牛（肉専用種肥育）	肉用牛 125 頭	飼料作物 1.1 ha
			肉用牛（交雑種肥育一貫）	肉用牛 250 頭	飼料作物 3.0 ha
			養豚（一貫）	種雌豚 160 頭	肥育豚 1,600 頭
			養鶏（採卵鶏）	成鶏 30,000 羽	育成鶏 15,000 羽
			養鶏（ブロイラー）	ブロイラー40,000 羽	

第 3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

愛媛県における第 1 に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第 2 の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標のとおり。

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項 1 農業を担う者の確保及び育成方針 次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、関係機関と連携しながら新規就農者の募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。 さらに、地域計画において将来の農用地等を利用するとして位置付けられた「農業を担う者」（継続的に農用地利用を行う中小・家族経営や兼業農家などの多様な経営体を含む。）についても、効率的かつ安定的な農業経営を営む場合は、次世代の農業を担う人材として支援する。 また、生産現場の生産性向上や労働力不足等の課題に対応し、多様な担い手の安定した農業生産を下支えする観点から、スマート農業技術等を活用した省力化やデジタル人材の育成、農福連携等による労働力補完に取り組む。 2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針 県は、農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構を、愛媛県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）としての業務を行う拠点と位置付け、農業経営の改善に向けた助言・指導のほか、就農希望者の相談・情報提供や、関係機関との連携を行うこととする。 支援センターは、以下(1)～(4)の業務を行うこととする。 (1) 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動 (2) 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化や委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動 (3) 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応 (4) 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整 支援センターの運営に当たっては、愛媛県農林水産部農政企画局農地・担い手対策室（以下「農地・担い手対策室」という。）が指導・監督を行うとともに、普及組織、市町、愛媛県農業協同組合中央会、農業協同組合、全国農業協同組合連合会愛媛県本部、愛媛県信用農業協同組合連合会、一般社団法人愛媛県農業会議、市町農業委員会、株式会社日本政策金融公庫松山支店、公益財団法人えひめ産業振興財団と相互に連携してサポートを行うものとする。 就農支援センターの相談窓口については、公益社団法人えひめ農林漁業振興機構に設置することとし、関係機関が連携して、就農から定着、経営発展、経営継承までのサポートを一貫して行うものとする。	第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項 1 農業を担う者の確保及び育成方針 本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織等の担い手について、農業者の主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。 また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、関係機関と連携しながら新規就農者の募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。 さらに、地域計画において将来の農用地等を利用するとして位置付けられた「農業を担う者」（継続的に農用地利用を行う中小・家族経営や兼業農家などの多様な経営体を含む。）についても、効率的かつ安定的な農業経営を営む場合は、次世代の農業を担う人材として支援する。 また、生産現場の生産性向上や労働力不足等の課題に対応し、多様な担い手の安定した農業生産を下支えする観点から、スマート農業技術等を活用した省力化や農業分野におけるデジタル人材の育成、農福連携等による労働力補完に取り組む。 2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針 県は、農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構を、愛媛県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）としての業務を行う拠点と位置付け、農業経営の改善に向けた助言・指導のほか、就農希望者の相談・情報提供や、関係機関との連携を行うこととする。 支援センターは、以下(1)～(4)の業務を行うこととする。 (1) 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動 (2) 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化や委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動 (3) 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応 (4) 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整 支援センターの運営に当たっては、愛媛県農林水産部農政企画局農地・担い手対策室（以下「農地・担い手対策室」という。）が指導・監督を行うとともに、支援センターは、普及組織、市町、愛媛県農業協同組合中央会、農業協同組合、全国農業協同組合連合会愛媛県本部、愛媛県信用農業協同組合連合会、一般社団法人愛媛県農業会議、市町農業委員会、株式会社日本政策金融公庫松山支店、公益財団法人えひめ産業振興財団と相互に連携してサポートを行うものとする。 就農支援センターの相談窓口については、公益社団法人えひめ農林漁業振興機構に設置することとし、関係機関が連携して、就農から定着、経営発展、経営継承までのサポートを一貫して行うものとする。

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
3 県の取組方針 県は、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、支援センターと連携して、農業の魅力発信、市町・地域毎の受入体制の整備、具体的な営農のイメージ等について、様々なメディアを活用したPR活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。 また、新たに就農しようとする青年等に対する研修の実施を積極的に支援するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を措置し、青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。 認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、普及組織により計画的に巡回指導等を行う。 えひめ農業未来カレッジ（農業大学校）において実践的な研修教育指導等を行うとともに、農業分野におけるデジタル人材の育成に取り組む。	3 県の取組方針 県は、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、支援センターと連携して、農業の魅力発信、市町・地域毎の受入体制の整備、具体的な営農のイメージ等について、様々なメディアを活用したPR活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。 県は、新たに就農しようとする青年等に対する研修の実施を積極的に支援するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を措置し、青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。 認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、普及組織により計画的に巡回指導等を行う。 県は、えひめ農業未来カレッジ（農業大学校）において実践的な研修教育指導等を行うとともに、農業分野におけるデジタル人材の育成に取り組む。
4 関係機関の連携・役割分担 支援センターは、本基本方針第4の2に示した役割を担うとともに、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構助成事業により青年農業者確保育成活動等を推進する。 市町は、就農希望者等の受入について、市町の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。 愛媛県農業協同組合中央会、農業協同組合、全国農業協同組合連合会愛媛県本部、愛媛県信用農業協同組合連合会は、新規就農者の募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。 一般社団法人愛媛県農業会議、市町農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。 株式会社日本政策金融公庫松山支店は、 規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。 公益財団法人えひめ産業振興財団は、6次産業化や販路拡大を目指す農業者からの相談等に対応し、中小企業向けの施策を活用したサポートを行う。 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニケーションづくりを行う。	4 関係機関の連携・役割分担 支援センターは、関係機関と連携し、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集と職業紹介、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行うとともに、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構助成事業により青年農業者確保育成活動等を推進する。 市町は、就農希望者等の受入について、市町の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。 愛媛県農業協同組合中央会、農業協同組合、全国農業協同組合連合会愛媛県本部、愛媛県信用農業協同組合連合会は、新規就農者の募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。 一般社団法人愛媛県農業会議、市町農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。 株式会社日本政策金融公庫松山支店は、 規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。 公益財団法人えひめ産業振興財団は、6次産業化や販路拡大を目指す農業者からの相談等に対応し、中小企業向けの施策を活用したサポートを行う。 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニケーションづくりを行う。
5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 市町は、区域内の就農受入組織と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び支援センターに情報提供する。 支援センターは、市町から提供を受けた就農受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農希望者等に分かりやすく情報提供する。また、就農等希望者、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて	5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 市町は、区域内の就農受入組織と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び支援センターに情報提供する。 支援センターは、市町から提供を受けた就農受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農希望者等に分かりやすく情報提供する。また、就農等希望者、

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前								
必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市町を調整し、市町の担当者等に紹介する。 支援センター及び普及組織は、就農等希望者を市町等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況を随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町等との調整を行う。 市町及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県及び支援センターに情報提供するとともに、支援センターは、就農等希望者とマッチングを行い、市町等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。	就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市町を調整し、市町の担当者等に紹介する。 支援センター及び普及組織は、就農等希望者を市町等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況を随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町等との調整を行う。 市町及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県及び支援センターに情報提供するとともに、支援センターは、就農等希望者とマッチングを行い、市町等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。								
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標								
上記第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。	上記第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。								
<table><tr><td>効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標</td><td>備 考</td></tr><tr><td>50%</td><td>※ 個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。 ※ 目標年次は、令和12年とする。</td></tr></table> 各地域において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、農地中間管理機構、市町、農業委員会等と連携しながら、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。 中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図る。	効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考	50%	※ 個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。 ※ 目標年次は、令和12年とする。	<table><tr><td>効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標</td><td>備 考</td></tr><tr><td>69%</td><td>※ 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。 ※ 当該目標は、「担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の実現」という国全体の目標を踏まえて、平成25年度に国から愛媛県に割り当てられた目標であり、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等を積極的に活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の面的集積の割合を高めるよう努めるものとする。 ※ 目標年次は、令和5年とする。</td></tr></table>	効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考	69%	※ 「 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標 」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。 ※ 当該目標は、「 担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の実現 」という国全体の目標を踏まえて、平成25年度に国から愛媛県に割り当てられた目標であり、 農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等を積極的に活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の面的集積の割合を高めるよう努めるものとする。 ※ 目標年次は、令和5年とする。
効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考								
50%	※ 個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。 ※ 目標年次は、令和12年とする。								
効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考								
69%	※ 「 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標 」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。 ※ 当該目標は、「 担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の実現 」という国全体の目標を踏まえて、平成25年度に国から愛媛県に割り当てられた目標であり、 農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等を積極的に活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の面的集積の割合を高めるよう努めるものとする。 ※ 目標年次は、令和5年とする。								

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
第 6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項 第 2 で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な経営体の育成と、第 3 で示すこれらの経営体が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標の達成を図るため担い手を確保するとともに、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を図る取組みを一層加速していく必要がある。 県は関係各課、農業関係試験研究機関、普及組織、基盤整備部局等県内の指導体制を整備するとともに、県農業会議、県農業協同組合中央会、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構、県土地改良事業団体連合会等関係団体との間で愛媛県農地中間管理事業推進会議を設置すること等により相互に十分な連携を図り、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。 また、このような措置を集中的かつ重点的に実施し、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援を集中化する農業経営改善計画認定制度の一層の普及・定着を図り、農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）が、市町が策定する「地域計画」において地域の農業を担う者として位置付けられるよう促す。 なお、認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。 (1) 農用地利用改善事業 地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な経営体への農用地利用の集積を進めるため、地域段階において設立される農業再生協議会との連携を図りつつ、水田農業等土地利用型農業が主である集落であって、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、農用地利用改善団体の設立を推進するとともに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人又は特定農業団体の設立・育成を推進する。	各地域において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、農地中間管理機構、市町、農業委員会等と連携しながら、分散錯圖の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。 中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図る。 第 6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項 第 2 で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な経営体の育成と、第 3 で示すこれらの経営体が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標の達成を図るためには、T P P 等による新たな国際環境を見据え、優れた経営感覚を備えた担い手を確保するとともに、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を図る取組みを一体的かつ積極的に進め、農業の構造改革を一層加速していく必要がある。 このため、県は関係各課、農業関係試験研究機関、普及組織、基盤整備部局等県内の指導体制を整備するとともに、県農業会議、県農業協同組合中央会、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構、県土地改良事業団体連合会等関係団体との間で愛媛県農地中間管理事業推進会議を設置すること等により相互に十分な連携を図り、利用権設定等促進事業とともに、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。 また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する農業経営改善計画認定制度の一層の普及・定着を図り、農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）が、市町が策定する「地域計画」において地域の農業を担う者として位置付けられるよう促す。 なお、認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。 (1) 農用地利用改善事業 農用地利用改善事業については、地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な経営体への農用地利用の集積を進めるため、地域段階において設立される農業再生協議会及び担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、水田農業等土地利用型農業が主である集落であって、かつ、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、農用地利用改善団体の設立を推進するとともに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人又は特定農業団体の設立・育成を推進する。

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
(2) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体とした重点的、効果的实施を図る。 (3) 推進体制の整備 普及組織等の県内の指導機関においては、地域農業再生協議会及び担い手育成総合支援協議会、市町、農業委員会、農業協同組合等地域の関係機関・団体との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図る。特に、集落の農業の将来方向と育成すべき経営体、さらに小規模な兼業農家、生きがい農家、土地持ち非農家の連携及び役割分担の明確化が図られるよう、集落段階における農業者の徹底した話合いや、農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式や経営管理の合理化等、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。一般企業が参入する場合においては、農用地の貸付け等に当たり、地域の育成すべき担い手の経営との整合性を十分に検討する体制をとる。 また、経営の指導を担当する者の能力向上、農地所有適格法人の設立・運営に向けた指導強化等を図る。 支援センターは、関係機関等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保及び育成を図る。	(2) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体とした重点的、効果的实施を図る。 (3) 推進体制の整備 普及組織等の県内の指導機関においては、地域農業再生協議会及び担い手育成総合支援協議会、市町、農業委員会、農業協同組合等地域の関係機関・団体との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図る。特に、集落の農業の将来方向と育成すべき経営体、さらに小規模な兼業農家、生きがい農家、土地持ち非農家の連携及び役割分担の明確化が図られるよう、集落段階における農業者の徹底した話合いや、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。一般企業が参入する場合においては、農用地の貸付け等に当たり、地域の育成すべき担い手の経営との整合性を十分に検討する体制をとる。 また、経営の指導を担当する者の能力向上、農地所有適格法人の設立・運営に向けた指導強化等を図る。 支援センターは、関係機関等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集と職業紹介、公益財団えひめ農林漁業振興機構が計画する青年農業者の育成確保対策事業を通じた青年農業者確保育成活動等を推進することで、就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保及び育成を図る。
(4) 新規就農青年等の確保育成を促進するための取組 ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組 (7) 農業体験学習の支援等学校教育との連携強化 農業への興味を喚起し、就農候補者の底辺の拡大と就農意欲の啓発を図るため、学校教育と連携し、児童・生徒の農業体験学習を推進するとともに、地元の農家による出前授業、講演会等を開催する。 また、農業が、県内の高校、大学等における、学生・生徒の進路の選択肢になるよう、農家や農業法人等におけるインターンシップを実施する。 (イ) 新規就農者の掘り起こし活動 集落が主体となって、就農希望者の選定から就農、さらには先進的な地域農業の担い手となるまでの一貫した支援活動を行う。 また、就農PR、受け入れ情報の収集・発信、各種相談活動等を実施し、多様な就農ルートを通じて幅広く新規就農者の確保を図る。 (ウ) 就農意欲の醸成に向けた取組 本県農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを活用し、若者に向けて積極的に情報発信する。 また、都市圏や県内の農業高校、大学において出張就農相談会を実施すること等により、就農希望者からの相談に対応する。	(4) 新規就農青年等の確保育成を促進するための取組 ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組 (7) 農業体験学習の支援等学校教育との連携強化 農業への興味を喚起し、就農候補者の底辺の拡大と就農意欲の啓発を図るため、学校教育と連携し、児童・生徒の農業体験学習を推進するとともに、地元の農家による出前授業、講演会等を開催する。 また、農業が、県内の高校、大学等における、学生・生徒の進路の選択肢になるよう、農家や農業法人等におけるインターンシップを実施する。 (イ) 新規就農者の掘り起こし活動 集落が主体となって、就農希望者の選定から就農、さらには先進的な地域農業の担い手となるまでの一貫した支援活動を行う。 また、就農PR、受け入れ情報の収集・発信、各種相談活動等を実施し、多様な就農ルートを通じて幅広く新規就農者の確保を図る。 (ウ) 就農意欲の醸成に向けた取組 就農希望者に対し、本県農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを経由したPR活動を行うとともに、ホームページ等を活用し、若者に向けて積極的に情報発信する。 また、都市圏や県内の農業高校、大学において出張就農相談会を実施すること等により、就農希望者からの相談に対応する。

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
(エ) 就農希望者に対する情報提供 就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や就農相談会の開催、借受け可能な農地や畜舎の情報、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行うとともに、農業法人等への雇用就農については、県内の農業法人協会と連携し、求人情報の収集と職業紹介等を行う。 (オ) 就農希望者に対する支援体制の整備 技術・経営研修、農地取得、資金調達等についての総合的な支援体制を整備するとともに、多様な就農希望者の実情に即したきめ細やかな支援を行う。また、新規参入者に対しては、就業面、生活面等も含めた受け入れ体制の整備を図る。 (カ) 技術習得のための支援 就農希望者に対する先進農家研修の斡旋や研修支援を行うとともに、農業教育の拠点として、県立農業大学校における教育課程の内容の充実・強化を行う等、栽培技術や農業経営に関する知識の習得の機会を提供する。 イ 定着に向けた取組 (ア) 安定的な経営体への成長を促す機会の提供 市町が策定する「地域計画」に地域の農業を担う者として位置付けられるよう促すとともに、国の農業次世代人材投資事業、青年等就農資金の積極的な活用、普及組織による重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する優良経営者による集中講座等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。 (イ) 新規自営就農のための技術、経営、資金等に関する指導活動の強化 各地方局農林水産振興部農業振興課及び各支局地域農業育成室に「担い手確保育成対策推進班」を設置し、新規就農のための技術・経営・資金等に関する情報の提供や各種行政施策の活用助言、就農・定着を促進するための相談等、多様な支援活動を行う。 ウ 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組 (ア) 認定新規就農者制度の普及 県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、支援を集中的に措置する認定新規就農者制度の普及を図る。 (イ) 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導 青年等就農計画の実施状況を点検し、関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。 (ウ) 青年農業者等に対する継続的な濃密指導の実施 個別指導と集団指導を組み合わせ、発展段階に応じた濃密指導を推進するため、指導対象として普及計画に位置づけ、プロジェクト活動を中心とした課題解決活動並びに経営改善活動を促進する。	(エ) 就農希望者に対する情報提供 就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や就農相談会の開催、借受け可能な農地や畜舎の情報、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行うとともに、農業法人等への雇用就農については、県内の農業法人協会と連携し、求人情報の収集と職業紹介等を行う。 (オ) 就農希望者に対する支援体制の整備 就農希望者の就農が円滑になされるよう、技術・経営研修、農地取得、資金調達等についての総合的な支援体制を整備するとともに、新規学卒者、他産業経験中高年者など多様な就農希望者の実情に即したきめ細やかな支援を行う。また、新規参入者に対しては、就業面、生活面等も含めた受け入れ体制の整備を図る。 (カ) 技術習得のための支援 農業経営を必要な栽培技術や経営ノウハウ等を習得するため、就農希望者に対する先進農家研修の斡旋や研修支援を行うとともに、農業教育の拠点として、県立農業大学校における教育課程の内容の充実・強化を行う等、栽培技術や農業経営に関する知識の習得の機会を提供する。 イ 定着に向けた取組 (ア) 安定的な経営体への成長を促す機会の提供 市町が策定する「地域計画」に地域の農業を担う者として位置付けられるよう促すとともに、国の農業次世代人材投資事業、青年等就農資金の積極的な活用、普及組織による重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する優良経営者による集中講座等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。 (イ) 新規自営就農のための技術、経営、資金等に関する指導活動の強化 各地方局農林水産振興部農業振興課及び各支局地域農業育成室に「担い手確保育成対策推進班」を設置し、新規就農のための技術・経営・資金等に関する情報の提供や各種行政施策の活用助言、就農・定着を促進するための相談等、多様な支援活動を行う。 ウ 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組 (ア) 認定新規就農者制度の普及 県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する認定新規就農者制度の普及を図る。 (イ) 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導 認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、市町・農業委員会・普及組織・農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。 (ウ) 青年農業者等に対する継続的な濃密指導の実施 青年農業者等の資質向上については、個別指導と集団指導を組み合わせ、発展段階に応じた濃密指導を推進するため、指導対象として普及計画に位置づけ、プロジェクト活動を中心とした課題解決活動並びに経営改善活動を促進する。

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針新旧対照表

変 更 後	変 更 前
(エ) 県立農業大学校での生涯学習の推進 農業大学校の研修課程において、就農前の段階、基礎研修段階、経営発展段階に応じた実務研修を行い、優れた農業経営者の育成に努める。 (オ) 農村青少年の組織活動の支援 学習活動や仲間づくり、村づくり活動等自主的な組織活動を助長し、組織化能力やリーダーシップ、実践力等地域農業の担い手にふさわしい資質の涵養に努める。 エ 若者を中心とした就農者が定着するための環境づくりの推進 (ア) チャレンジ精神に応える環境条件の整備 新しい営農システムや就農条件の導入等による魅力ある経営体づくりに取り組み、青年等が就農するための受け皿としての環境づくりを推進する。 (イ) ゆとりある農村生活の創造 魅力的で、ゆとりある農村生活を実現するため、経済的ゆとりに加え、生活の楽しさ、幸せ感、生きがい等を体感できる農業・農村ならではの生き方の創造や環境づくりを推進する。	(エ) 県立農業大学校での生涯学習の推進 農業大学校の研修課程において、就農前の段階、基礎研修段階、経営発展段階に応じた実務研修を行い、優れた農業経営者の育成に努める。 (オ) 農村青少年の組織活動の支援 農村青少年の学習活動や仲間づくり、村づくり活動等自主的な組織活動を助長し、組織化能力やリーダーシップ、実践力等地域農業の担い手にふさわしい資質の涵養に努める。 エ 若者を中心とした就農者が定着するための環境づくりの推進 (ア) チャレンジ精神に応える環境条件の整備 新しい営農システムや就農条件の導入等による魅力ある経営体づくりに取り組み、青年等が就農するための受け皿としての環境づくりを推進する。 (イ) ゆとりある農村生活の創造 魅力的で、ゆとりある農村生活を実現するため、経済的ゆとりに加え、生活の楽しさ、幸せ感、生きがい等を体感できる農業・農村ならではの生き方の創造や環境づくりを推進する。
第 7 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第 7 条に規定する事業を行う。 ア 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業 イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業 ウ 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持ち分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業 エ アに掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業	第 7 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第 7 条に規定する事業を行う。 ア 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業 イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業 ウ 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持ち分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業 エ アに掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
【農業地帯別目標営農類型基本的指標】	【農業地帯別目標営農類型基本的指標】

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
目標営農類型策定の前提条件 1 類型の設定 本県を「沿岸・島しょ部農業地帯」、「農山村農業地帯」及び「平地農業地帯」の3地帯に区分し、それぞれの地域における主要な営農類型を設定した。 2 規模の設定 10年後に実現可能性のある、地域の他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得と他産業従事者に均衡する年間総労働時間を達成できるような、若者が農業を魅力とやりがいのある職業として感じられる水準とした。 3 労働力 個別経営体については、主たる農業従事者1人を含む1経営体当たり2～3人（世帯主1人、配偶者、後継者又は両親等1～2人）、組織経営体については、主たる農業従事者及び補助従事者を各2～5人とし、不足分は雇用で対応することとした。 補助従事者については、主たる農業従事者とおおむね同じ労働時間として位置付けた。 4 農地条件 水田については、原則として1区画30a以上に基盤整備された汎用化水田とし、効率的農作業が行える程度の連担水田とした。 樹園地については、基本的な農道が整備されている緩傾斜園で、園内作業道は、基幹のみ整備されている樹園地とし、効率的農作業が行える程度にまとまった樹園地とした。 5 栽培技術 現在の技術を基本に将来定着可能な技術水準とした。 6 価格 最近の需給動向を勘案して設定した。 7 使用単価等 (1) 農 地 借 入 単 価：概ね10a当たり9,650円 (2) 補助従事者単価：概ね1人、1時間当たり1,100円 (3) 雇 用 賃 金 単 価：概ね1人、1時間当たり1,100円	目標営農類型策定の前提条件 1 類型の設定 本県を「沿岸・島しょ部農業地帯」、「農山村農業地帯」及び「平地農業地帯」の3地帯に区分し、それぞれの地域における主要な営農類型を設定した。 2 規模の設定 10年後に実現可能性のある、地域の他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得と他産業従事者に均衡する年間総労働時間を達成できるような、若者が農業を魅力とやりがいのある職業として感じられる水準とした。 3 労働力 個別経営体については、主たる農業従事者1人を含む1経営体当たり2～3人（世帯主1人、配偶者、後継者又は両親等1～2人）、組織経営体については、主たる農業従事者及び補助従事者を各2～5人とし、不足分は雇用で対応することとした。 補助従事者については、主たる農業従事者とおおむね同じ労働時間として位置付けた。 4 農地条件 水田については、原則として1区画30a以上に基盤整備された汎用化水田とし、効率的農作業が行える程度の連担水田とした。 樹園地については、基本的な農道が整備されている緩傾斜園で、園内作業道は、基幹のみ整備されている樹園地とし、効率的農作業が行える程度にまとまった樹園地とした。 5 栽培技術 現在の技術を基本に将来定着可能な技術水準とした。 6 価格 最近の需給動向を勘案して設定した。 7 使用単価等 (1) 農 地 借 入 単 価：概ね10a当たり8,800円 (2) 補助従事者単価：概ね1人、1時間当たり1,000円 (3) 雇 用 賃 金 単 価：概ね1人、1時間当たり1,000円

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【沿岸・島しょ部農業地帯】		【沿岸・島しょ部農業地帯】	
【沿岸・島しょ部農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型		【沿岸・島しょ部農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	うんしゅうみかん	営 農 類 型	うんしゅうみかん
経 営 規 模	〈経営面積〉 2.2ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 2.2ha
	〈作付面積〉 極早生うんしゅう 0.2ha		〈作付面積〉 極早生うんしゅう 0.2ha
	早生うんしゅう 1.0ha		早生うんしゅう 1.0ha
	普通うんしゅう 1.0ha		普通うんしゅう 1.0ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(99㎡)、貯蔵庫(150㎡)、貯水槽(50㎡)、多目的スプリンクラー(220a)、単軌条運搬施設(400m) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機(4台)、普通トラック、コンテナ(2,800)、動力噴霧機(6PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式 ・摘果は摘果剤利用 ・マルチ栽培及び完熟栽培を併用	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(99㎡)、貯蔵庫(150㎡)、貯水槽(50㎡)、多目的スプリンクラー(220a)、単軌条運搬施設(400m) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機(4台)、普通トラック、コンテナ(2,800)、動力噴霧機(6PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式 ・摘果は摘果剤利用 ・マルチ栽培及び完熟栽培を併用
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
【沿岸・島しょ部農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型		【沿岸・島しょ部農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	甘平＋いよかん＋不知火＋優良中晩柑	営 農 類 型	甘平＋いよかん＋不知火＋優良中晩柑
経 営 規 模	〈経営面積〉 2.2ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 2.2ha
	〈作付面積〉 甘平 0.2ha		〈作付面積〉 甘平 0.2ha
	いよかん 1.2ha		いよかん 1.2ha
	不知火 0.3ha		不知火 0.3ha
	優良中晩柑 0.5ha		優良中晩柑 0.5ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(99㎡)、貯蔵庫(180㎡)、貯水槽(50㎡)、多目的スプリンクラー(220a)、単軌条運搬施設(350m) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機(4台)、普通トラック、コンテナ(4,000)、動力噴霧機(6PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(99㎡)、貯蔵庫(180㎡)、貯水槽(50㎡)、多目的スプリンクラー(220a)、単軌条運搬施設(350m) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機(4台)、普通トラック、コンテナ(4,000)、動力噴霧機(6PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【沿岸・島しょ部農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型		【沿岸・島しょ部農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	うんしゅうみかん＋甘平＋いよかん＋優良中晩柑＋キウイフルーツ	営 農 類 型	うんしゅうみかん＋甘平＋いよかん＋優良中晩柑＋キウイフルーツ
経 営 規 模	〈経営面積〉 1.6ha 〈作付面積〉 早生うんしゅう 0.3ha 甘平 0.2ha いよかん 0.5ha 優良中晩柑 0.4ha キウイフルーツ 0.2ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 1.6ha 〈作付面積〉 早生うんしゅう 0.3ha 甘平 0.2ha いよかん 0.5ha 優良中晩柑 0.4ha キウイフルーツ 0.2ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(99㎡)、貯蔵庫(100㎡)、貯水槽(50㎥)、多目的スプリンクラー(160 a)、単軌条運搬施設(300m)、キウイフルーツ棚(20 a) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機(2台)、普通トラック、コンテナ(1,500)、動力噴霧機(6 PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式 ・うんしゅうみかんの摘果は摘果剤利用 ・うんしゅうみかんはマルチ栽培及び完熟栽培を併用 ・キウイフルーツは平棚栽培	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(99㎡)、貯蔵庫(100㎡)、貯水槽(50㎥)、多目的スプリンクラー(160 a)、単軌条運搬施設(300m)、キウイフルーツ棚(20 a) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機(3台)、普通トラック、コンテナ(2,500)、動力噴霧機(6 PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式 ・うんしゅうみかんの摘果は摘果剤利用 ・うんしゅうみかんはマルチ栽培及び完熟栽培を併用 ・キウイフルーツは平棚栽培
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
【沿岸・島しょ部農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型		【沿岸・島しょ部農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	うんしゅうみかん＋甘平＋ぽんかん＋優良中晩柑	営 農 類 型	うんしゅうみかん＋甘平＋ぽんかん＋優良中晩柑
経 営 規 模	〈経営面積〉 1.7ha 〈作付面積〉 早生うんしゅう 0.6ha 普通うんしゅう 0.3ha 甘平 0.2ha ぽんかん 0.3ha 優良中晩柑 0.3ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 1.7ha 〈作付面積〉 早生うんしゅう 0.6ha 普通うんしゅう 0.3ha 甘平 0.2ha ぽんかん 0.3ha 優良中晩柑 0.3ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(99㎡)、貯蔵庫(80㎡)、貯水槽(50㎥)、多目的スプリンクラー(170 a)、単軌条運搬施設(300m) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機(2台)、普通トラック、コンテナ(2,000)、動力噴霧機(6 PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式 ・うんしゅうみかんの摘果は摘果剤利用 ・うんしゅうみかんはマルチ栽培及び完熟栽培を併用	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(99㎡)、貯蔵庫(80㎡)、貯水槽(50㎥)、多目的スプリンクラー(170 a)、単軌条運搬施設(300m) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機(3台)、普通トラック、コンテナ(2,000)、動力噴霧機(6 PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式 ・うんしゅうみかんの摘果は摘果剤利用 ・うんしゅうみかんはマルチ栽培及び完熟栽培を併用
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【沿岸・島しょ部農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型		【沿岸・島しょ部農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	清見＋甘夏柑＋不知火＋優良中晩柑	営 農 類 型	清見＋甘夏柑＋不知火＋優良中晩柑
経 営 規 模	〈経営面積〉 2.8ha 〈作付面積〉 清見 1.0ha 甘夏柑 0.9ha 不知火 0.3ha 優良中晩柑 0.6ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 2.8ha 〈作付面積〉 清見 1.0ha 甘夏柑 0.9ha 不知火 0.3ha 優良中晩柑 0.6ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(99㎡)、貯蔵庫(300㎡)、貯水槽(50㎡)、多目的スプリンクラー(280a)、単軌条運搬施設(600m)、網掛け施設(300a) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機(4台)、普通トラック、コンテナ(4,000)、動力噴霧機(6PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式 ・清見は網掛け・袋掛け栽培 ・中晩柑では高単価の品目比率を高めた。	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(99㎡)、貯蔵庫(300㎡)、貯水槽(50㎡)、多目的スプリンクラー(280a)、単軌条運搬施設(400m)、網掛け施設(50a) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機(4台)、普通トラック、コンテナ(6,600)、動力噴霧機(6PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式 ・清見は網掛け・袋掛け栽培 ・中晩柑では高単価の品目比率を高めた。
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
【沿岸・島しょ部農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型		【沿岸・島しょ部農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	河内晩柑＋甘夏柑＋不知火	営 農 類 型	河内晩柑＋甘夏柑＋不知火
経 営 規 模	〈経営面積〉 2.9ha 〈作付面積〉 河内晩柑 1.4ha 甘夏柑 1.2ha 不知火 0.3ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 2.9ha 〈作付面積〉 河内晩柑 1.4ha 甘夏柑 1.2ha 不知火 0.3ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(99㎡)、貯蔵庫(300㎡)、貯水槽(50㎡) 〈主要農機具〉 スピードスプレーヤ(600ℓ)、クローラ運搬車(500kg)、普通トラック、コンテナ(5,500) 〈技術等〉 ・防除はスピードスプレーヤ ・河内晩柑は完熟栽培を併用	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(99㎡)、貯蔵庫(300㎡)、貯水槽(50㎡) 〈主要農機具〉 スピードスプレーヤ(600ℓ)、クローラ運搬車(500kg)、普通トラック、コンテナ(5,500) 〈技術等〉 ・防除はスピードスプレーヤ ・河内晩柑は完熟栽培を併用
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【沿岸・島しょ部農業地帯】〔個別経営体〕施設型		【沿岸・島しょ部農業地帯】〔個別経営体〕施設型	
営 農 類 型	施設中晩柑＋愛媛果試第28号＋いよかん＋不知火＋優良中晩柑	営 農 類 型	施設中晩柑＋愛媛果試第28号＋いよかん＋不知火＋優良中晩柑
経 営 規 模	〈経営面積〉 1.7ha 〈作付面積〉 施設中晩柑 0.2ha いよかん 0.5ha 不知火 0.3ha 優良中晩柑 0.5ha 施設愛果28号 0.2ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 1.7ha 〈作付面積〉 施設中晩柑 0.2ha いよかん 0.5ha 不知火 0.3ha 優良中晩柑 0.5ha 施設愛果28号 0.2ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(66㎡)、ハウス施設（愛媛果試第28号）(20 a)、貯水槽(50㎡)、多目的スプリンクラー(130 a)、単軌条運搬施設(500m)、ハウス施設（中晩柑）(20 a)、貯蔵庫(90㎡) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機(2台)、普通トラック、コンテナ(2, 150)、動力噴霧機(6 PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式 ・施設中晩柑ハウスは小加温と無加温の組み合わせ ・愛媛果試第28号は雨よけハウス栽培	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(66㎡)、ハウス施設（愛媛果試第28号）(20 a)、貯水槽(50㎡)、多目的スプリンクラー(130 a)、単軌条運搬施設(150m)、ハウス施設（中晩柑）(20 a)、貯蔵庫(90㎡) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機(1台)、普通トラック、コンテナ(2, 150)、動力噴霧機(6 PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式 ・施設中晩柑ハウスは小加温と無加温の組み合わせ ・愛媛果試第28号は雨よけハウス栽培
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後	変 更 前																																																
【農山村農業地帯】 【農山村農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型 <table><tr><td>営農類型</td><td>くり＋夏秋きゅうり＋乾しいたけ</td></tr><tr><td>経営規模</td><td>〈経営面積〉 3.3ha 〈作付面積〉 くり 3.0ha 夏秋きゅうり 0.3ha 乾しいたけ 原木2万本</td></tr><tr><td>労働力</td><td>主たる従事者 1人 補助従事者 2人</td></tr><tr><td>生産方式</td><td>〈主要施設〉 農舎(100㎡)、きゅうり支柱(30a) 〈主要農機具〉 耕うん機(8.5PS)、しいたけ乾燥機、チェーンソー、動力噴霧機(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・乾しいたけは寒冷紗被覆栽培 ・夏秋きゅうりは、共同選果場利用 ・夏秋きゅうりはブルームレス台木苗使用 ・くりは低樹高栽培</td></tr><tr><td>経営管理の方法</td><td>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</td></tr><tr><td>農業従事の態様等</td><td>・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</td></tr></table> 【農山村農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型 <table><tr><td>営農類型</td><td>かき＋うめ</td></tr><tr><td>経営規模</td><td>〈経営面積〉 2.7ha 〈作付面積〉 刀根早生 0.2ha 富有 0.5ha 愛宕 1.0ha 太秋 0.2ha うめ 0.8ha</td></tr><tr><td>労働力</td><td>主たる従事者 1人 補助従事者 2人</td></tr><tr><td>生産方式</td><td>〈主要施設〉 農舎(100㎡)、貯水槽(50㎡) 〈主要農機具〉 クローラー運搬機、スピードスプレーヤ(600ℓ)、コンテナ(500)、動力噴霧器(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・かきの防除はスピードスプレーヤ ・うめは青梅出荷と一次処理梅出荷の組合せ</td></tr><tr><td>経営管理の方法</td><td>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</td></tr><tr><td>農業従事の態様等</td><td>・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</td></tr></table>	営農類型	くり＋夏秋きゅうり＋乾しいたけ	経営規模	〈経営面積〉 3.3ha 〈作付面積〉 くり 3.0ha 夏秋きゅうり 0.3ha 乾しいたけ 原木2万本	労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、きゅうり支柱(30a) 〈主要農機具〉 耕うん機(8.5PS)、しいたけ乾燥機、チェーンソー、動力噴霧機(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・乾しいたけは寒冷紗被覆栽培 ・夏秋きゅうりは、共同選果場利用 ・夏秋きゅうりはブルームレス台木苗使用 ・くりは低樹高栽培	経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	営農類型	かき＋うめ	経営規模	〈経営面積〉 2.7ha 〈作付面積〉 刀根早生 0.2ha 富有 0.5ha 愛宕 1.0ha 太秋 0.2ha うめ 0.8ha	労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、貯水槽(50㎡) 〈主要農機具〉 クローラー運搬機、スピードスプレーヤ(600ℓ)、コンテナ(500)、動力噴霧器(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・かきの防除はスピードスプレーヤ ・うめは青梅出荷と一次処理梅出荷の組合せ	経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	【農山村農業地帯】 【農山村農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型 <table><tr><td>営農類型</td><td>くり＋夏秋きゅうり＋乾しいたけ</td></tr><tr><td>経営規模</td><td>〈経営面積〉 3.3ha 〈作付面積〉 くり 3.0ha 夏秋きゅうり 0.3ha 乾しいたけ 原木2万本</td></tr><tr><td>労働力</td><td>主たる従事者 1人 補助従事者 2人</td></tr><tr><td>生産方式</td><td>〈主要施設〉 農舎(100㎡)、きゅうり支柱(30a) 〈主要農機具〉 耕うん機(8.5PS)、しいたけ乾燥機、チェーンソー、動力噴霧機(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・乾しいたけは寒冷紗被覆栽培 ・夏秋きゅうりは、共同選果場利用 ・夏秋きゅうりはブルームレス台木苗使用 ・くりは低樹高栽培</td></tr><tr><td>経営管理の方法</td><td>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</td></tr><tr><td>農業従事の態様等</td><td>・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</td></tr></table> 【農山村農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型 <table><tr><td>営農類型</td><td>かき＋うめ</td></tr><tr><td>経営規模</td><td>〈経営面積〉 2.7ha 〈作付面積〉 刀根早生 0.2ha 富有 0.5ha 愛宕 1.0ha 太秋 0.2ha うめ 0.8ha</td></tr><tr><td>労働力</td><td>主たる従事者 1人 補助従事者 2人</td></tr><tr><td>生産方式</td><td>〈主要施設〉 農舎(100㎡)、貯水槽(50㎡) 〈主要農機具〉 スピードスプレーヤ(600ℓ)、コンテナ(500)、動力噴霧器(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・かきの防除はスピードスプレーヤ ・うめは青梅出荷と一次処理梅出荷の組合せ</td></tr><tr><td>経営管理の方法</td><td>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</td></tr><tr><td>農業従事の態様等</td><td>・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</td></tr></table>	営農類型	くり＋夏秋きゅうり＋乾しいたけ	経営規模	〈経営面積〉 3.3ha 〈作付面積〉 くり 3.0ha 夏秋きゅうり 0.3ha 乾しいたけ 原木2万本	労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、きゅうり支柱(30a) 〈主要農機具〉 耕うん機(8.5PS)、しいたけ乾燥機、チェーンソー、動力噴霧機(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・乾しいたけは寒冷紗被覆栽培 ・夏秋きゅうりは、共同選果場利用 ・夏秋きゅうりはブルームレス台木苗使用 ・くりは低樹高栽培	経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	営農類型	かき＋うめ	経営規模	〈経営面積〉 2.7ha 〈作付面積〉 刀根早生 0.2ha 富有 0.5ha 愛宕 1.0ha 太秋 0.2ha うめ 0.8ha	労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、貯水槽(50㎡) 〈主要農機具〉 スピードスプレーヤ(600ℓ)、コンテナ(500)、動力噴霧器(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・かきの防除はスピードスプレーヤ ・うめは青梅出荷と一次処理梅出荷の組合せ	経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
営農類型	くり＋夏秋きゅうり＋乾しいたけ																																																
経営規模	〈経営面積〉 3.3ha 〈作付面積〉 くり 3.0ha 夏秋きゅうり 0.3ha 乾しいたけ 原木2万本																																																
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人																																																
生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、きゅうり支柱(30a) 〈主要農機具〉 耕うん機(8.5PS)、しいたけ乾燥機、チェーンソー、動力噴霧機(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・乾しいたけは寒冷紗被覆栽培 ・夏秋きゅうりは、共同選果場利用 ・夏秋きゅうりはブルームレス台木苗使用 ・くりは低樹高栽培																																																
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施																																																
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止																																																
営農類型	かき＋うめ																																																
経営規模	〈経営面積〉 2.7ha 〈作付面積〉 刀根早生 0.2ha 富有 0.5ha 愛宕 1.0ha 太秋 0.2ha うめ 0.8ha																																																
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人																																																
生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、貯水槽(50㎡) 〈主要農機具〉 クローラー運搬機、スピードスプレーヤ(600ℓ)、コンテナ(500)、動力噴霧器(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・かきの防除はスピードスプレーヤ ・うめは青梅出荷と一次処理梅出荷の組合せ																																																
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施																																																
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止																																																
営農類型	くり＋夏秋きゅうり＋乾しいたけ																																																
経営規模	〈経営面積〉 3.3ha 〈作付面積〉 くり 3.0ha 夏秋きゅうり 0.3ha 乾しいたけ 原木2万本																																																
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人																																																
生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、きゅうり支柱(30a) 〈主要農機具〉 耕うん機(8.5PS)、しいたけ乾燥機、チェーンソー、動力噴霧機(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・乾しいたけは寒冷紗被覆栽培 ・夏秋きゅうりは、共同選果場利用 ・夏秋きゅうりはブルームレス台木苗使用 ・くりは低樹高栽培																																																
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施																																																
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止																																																
営農類型	かき＋うめ																																																
経営規模	〈経営面積〉 2.7ha 〈作付面積〉 刀根早生 0.2ha 富有 0.5ha 愛宕 1.0ha 太秋 0.2ha うめ 0.8ha																																																
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人																																																
生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、貯水槽(50㎡) 〈主要農機具〉 スピードスプレーヤ(600ℓ)、コンテナ(500)、動力噴霧器(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・かきの防除はスピードスプレーヤ ・うめは青梅出荷と一次処理梅出荷の組合せ																																																
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施																																																
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止																																																

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【農山村農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型		【農山村農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	夏秋きゅうり＋水稻	営 農 類 型	夏秋きゅうり＋水稻
経 営 規 模	〈経営面積〉 5.0ha 〈作付面積〉 夏秋きゅうり 0.5ha 水稻 4.5ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 5.0ha 〈作付面積〉 夏秋きゅうり 0.5ha 水稻 4.5ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、きゅうり支柱(50a) 〈主要農機具〉 トラクター(25PS、3人共同)、田植機(乗用6条、3人共同)、コンバイン(4条刈り、3人共同)、乾燥機(3,000kg、3人共同)、粃摺り機(3人共同)、管理機、動力噴霧器(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・水稻は主要機械を3人で共同利用 ・夏秋きゅうりは共同選果場利用	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、きゅうり支柱(50a) 〈主要農機具〉 トラクター(25PS、3人共同)、田植機(乗用6条、3人共同)、コンバイン(4条刈り、3人共同)、乾燥機(3,000kg、3人共同)、粃摺り機(3人共同)、管理機、動力噴霧器(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・水稻は主要機械を3人で共同利用 ・夏秋きゅうりは共同選果場利用
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
【農山村農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型		【農山村農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	夏秋ピーマン＋水稻	営 農 類 型	夏秋ピーマン＋水稻
経 営 規 模	〈経営面積〉 4.0ha 〈作付面積〉 夏秋ピーマン 0.4ha 水稻 3.6ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 4.0ha 〈作付面積〉 夏秋ピーマン 0.4ha 水稻 3.6ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ピーマン支柱(40a) 〈主要農機具〉 トラクター(25PS、3人共同)、田植機(乗用6条、3人共同)、コンバイン(4条刈り、3人共同)、乾燥機(3,000kg、3人共同)、粃摺り機(3人共同)、管理機、動力噴霧器(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・水稻は主要機械を3人で共同利用 ・ピーマンは共同選果場利用 ・ピーマンはセル苗利用	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ピーマン支柱(40a) 〈主要農機具〉 トラクター(25PS、3人共同)、田植機(乗用6条、3人共同)、コンバイン(4条刈り、3人共同)、乾燥機(3,000kg、3人共同)、粃摺り機(3人共同)、管理機、動力噴霧器(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・ピーマンは共同選果場利用 ・ピーマンはセル苗利用
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【農山村農業地帯】〔個別経営体〕施設型		【農山村農業地帯】〔個別経営体〕施設型	
営 農 類 型	雨よけトマト＋水稻	営 農 類 型	雨よけトマト＋水稻
経 営 規 模	〈経営面積〉 4.05ha 〈作付面積〉 雨よけトマト 0.45ha 水稻 3.60ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 4.05ha 〈作付面積〉 雨よけトマト 0.45ha 水稻 3.60ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ビニールハウス(45 a) 〈主要農機具〉 トラクター(25PS、3人共同)、田植機(乗用6条、3人共同)、コンバイン(4条刈り、3人共同)、乾燥機(3,000kg、3人共同)、粃摺り機(3人共同)、管理機、自走式動力噴霧機、普通トラック 〈技術等〉 ・トマトは雨よけ栽培、共同選果場利用 ・トマトはセル苗利用	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ビニールハウス(45 a) 〈主要農機具〉 トラクター(25PS、3人共同)、田植機(乗用6条、3人共同)、コンバイン(4条刈り、3人共同)、乾燥機(3,000kg、3人共同)、粃摺り機(3人共同)、管理機、自走式防除機、普通トラック 〈技術等〉 ・トマトは雨よけ栽培、共同選果場利用 ・トマトはセル苗利用
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
【農山村農業地帯】〔個別経営体〕施設型		【農山村農業地帯】〔個別経営体〕施設型	
営 農 類 型	施設ぶどう＋もも	営 農 類 型	施設ぶどう＋もも
経 営 規 模	〈経営面積〉 0.8ha 〈作付面積〉 雨よけピオーネ 0.4ha もも 0.2ha 雨よけ青系ブドウ 0.2ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 0.8ha 〈作付面積〉 雨よけピオーネ 0.4ha もも 0.2ha 雨よけ青系ブドウ 0.2ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ぶどう棚(60a)、雨よけ施設(60a) 〈主要農機具〉 管理機、クローラー運搬車、動力噴霧器(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・ぶどうは平棚栽培、無核化处理 ・網掛け・袋掛け栽培を併用	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ぶどう棚(60a)、雨よけ施設(60a) 〈主要農機具〉 管理機、動力噴霧器(6PS)、普通トラック 〈技術等〉 ・ぶどうは平棚栽培、無核化处理
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【農山村農業地帯】〔組織経営体〕土地利用型		【農山村農業地帯】〔組織経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	水稻＋大豆＋水稻作業受託	営 農 類 型	水稻＋大豆＋水稻作業受託
経 営 規 模	〈経 営 面 積〉 36.0ha	経 営 規 模	〈経 営 面 積〉 36.0ha
	〈作 付 面 積〉 水稻 18.0ha 大豆 18.0ha		〈作 付 面 積〉 水稻 18.0ha 大豆 18.0ha
	〈作業受託面積〉 20.0ha（田植え10.0ha、収穫10.0ha）		〈作業受託面積〉 20.0ha（田植え10.0ha、収穫10.0ha）
労 働 力	主たる従事者 2人 補助従事者 2人	労 働 力	主たる従事者 2人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(500㎡) 〈主要農機具〉 トラクター(25PS、2台)、田植機(側条施肥機付き乗用6条、2台)、コンバイン(乗用3条、2台)、普通トラック(2台)、ロータリーハロー(2台)、大豆用コンバイン(2条刈り、2台)、大豆選別機(形状選別、2台)、動力噴霧器2台、乗用管理機(管理専用、2台)、大豆乾燥機(2台) 〈技術等〉 ・水稻はへり防除(委託)、カントリーエレベーター利用	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(500㎡) 〈主要農機具〉 トラクター(30PS、2台)、田植機(側条施肥機付き乗用6条、2台)、コンバイン(乗用3条、2台)、普通トラック(2台)、ロータリーハロー(2台)、大豆用コンバイン(2条刈り、2台)、大豆選別機(形状選別、2台)、動力噴霧器2台、乗用管理機(管理専用、2台)、大豆乾燥機(2台) 〈技術等〉 ・水稻はへり防除、カントリーエレベーター利用
経 営 管 理 の 方 法	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。	経 営 管 理 の 方 法	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。
農業従事の態様等	・従事者全員の社会保険への加入 ・労働環境の快適化を進めるため、農作業環境の改善を図る。	農業従事の態様等	・従事者全員の社会保険への加入 ・労働環境の快適化を進めるため、農作業環境の改善を図る。

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【 平 地 農 業 地 帯 】		【 平 地 農 業 地 帯 】	
【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型		【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	水稻＋麦＋大豆＋水稻作業受託	営 農 類 型	水稻＋麦＋大豆＋水稻作業受託
経 営 規 模	〈経 営 面 積〉 15. 0ha 〈作 付 面 積〉 水稻 <u>10. 0</u> ha <u>はだか</u> 麦 <u>10. 0</u> ha 大豆 <u>5. 0</u> ha 〈作業受託面積〉 8. 0ha(田植え4. 0ha、収穫4. 0ha)	経 営 規 模	〈経 営 面 積〉 15. 0ha 〈作 付 面 積〉 水稻 <u>12. 0</u> ha <u>裸</u> 麦 <u>12. 0</u> ha 大豆 <u>3. 0</u> ha 〈作業受託面積〉 8. 0ha(田植え4. 0ha、収穫4. 0ha)
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡) 〈主要農機具〉 トラクター(30PS)、田植機(側条施肥機付き乗用6条)、コンバイン(乗用4条)、普通トラック、ロータリーハロー、ライムソアー、大豆用コンバイン(2条刈り)、大豆選別機(形状選別)、ブームスプレイヤー、大豆乾燥機、ロータリー、麦・大豆播種機 〈技術等〉 ・水稻は育苗センター利用、高速施肥田植機使用、稚苗移植疎植栽培、ヘリ防除 ・水稻、 <u>はだか</u> 麦はカントリーエレベーター利用 ・ <u>はだか</u> 麦はドリル播栽培 ・大豆は密植無中耕無培土栽培	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡) 〈主要農機具〉 トラクター(30PS)、田植機(側条施肥機付き乗用6条)、コンバイン(乗用4条)、普通トラック、ロータリーハロー、ライムソアー、大豆用コンバイン(2条刈り)、大豆選別機(形状選別)、ブームスプレイヤー、大豆乾燥機、ロータリー、麦・大豆播種機 〈技術等〉 ・水稻は育苗センター利用、高速施肥田植機使用、稚苗移植疎植栽培、ヘリ防除 ・水稻、 <u>裸</u> 麦はカントリーエレベーター利用 ・ <u>裸</u> 麦はドリル播栽培 ・大豆は密植無中耕無培土栽培
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型		【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	さといも＋水稻＋麦	営 農 類 型	さといも＋水稻＋麦
経 営 規 模	〈経営面積〉 <u>8. 8</u> ha 〈作付面積〉 水稻 7. 3ha <u>はだか</u> 麦 6. 0ha さといも <u>1. 5</u> ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 <u>8. 0</u> ha 〈作付面積〉 水稻 7. 3ha <u>裸</u> 麦 6. 0ha さといも <u>0. 7</u> ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡) 〈主要農機具〉 トラクター(33PS)、田植機(側条施肥機付き乗用6条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック、ロータリーハロー、 <u>麦大豆播種機(鎮圧ローラー付)</u> 、ライムソアー、コンテナ(200)、さといも掘取機(トラクター用)、マルチャー、動力噴霧器(6PS) 〈技術等〉 ・水稻は高速施肥田植機使用 ・水稻、 <u>はだか</u> 麦はカントリーエレベーター利用 ・さといもは掘取機、根切断機使用、共同選果場利用	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡) 〈主要農機具〉 トラクター(25PS)、田植機(側条施肥機付き乗用6条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック、ロータリーハロー、鎮圧ローラー、ライムソアー、コンテナ(200)、さといも掘取機(トラクター用)、マルチャー、動力噴霧器(6PS) 〈技術等〉 ・水稻は高速施肥田植機使用 ・水稻、 <u>裸</u> 麦はカントリーエレベーター利用 ・さといもは掘取機、根切断機使用、共同選果場利用
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型		【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	レタス＋水稻＋麦	営 農 類 型	レタス＋水稻＋麦
経 営 規 模	〈経営面積〉 5.0ha 〈作付面積〉 水稻 5.0ha はだか麦 3.0ha レタス 2.0ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 5.0ha 〈作付面積〉 水稻 5.0ha 裸麦 3.0ha レタス 2.0ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡) 〈主要農機具〉 トラクター(33PS)、田植機(側条施肥機付き乗用6条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック、ロータリーハロー、鎮圧ローラー、ライムソー、レタス包装機、マルチャー、動力噴霧器(6PS) 〈技術等〉 ・水稻は高速施肥田植機使用 ・水稻、はだか麦はカントリーエレベーター利用 ・レタスは包装機使用	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡) 〈主要農機具〉 トラクター(30PS)、田植機(側条施肥機付き乗用6条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック、ロータリーハロー、鎮圧ローラー、ライムソー、レタス包装機、マルチャー、動力噴霧器(6PS) 〈技術等〉 ・水稻は高速施肥田植機使用 ・水稻、裸麦はカントリーエレベーター利用 ・レタスは包装機使用
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型		【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	ほうれんそう＋水稻	営 農 類 型	ほうれんそう＋水稻
経 営 規 模	〈経営面積〉 10.0ha 〈作付面積〉 水稻 9.2ha ほうれんそう 0.8ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 10.0ha 〈作付面積〉 水稻 9.2ha ほうれんそう 0.8ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡) 〈主要農機具〉 トラクター(33PS)、田植機(側条施肥機付き乗用6条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック、ロータリーハロー、ライムソー、自走式動力噴霧器(6PS) 〈技術等〉 ・水稻は高速施肥田植機使用 ・水稻はカントリーエレベーター利用	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡) 〈主要農機具〉 トラクター(30PS)、田植機(側条施肥機付き乗用6条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック、ロータリーハロー、ライムソー、動力噴霧器(6PS) 〈技術等〉 ・水稻は高速施肥田植機使用 ・水稻はカントリーエレベーター利用
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型		【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	ブロッコリー＋水稻	営 農 類 型	ブロッコリー＋水稻
経 営 規 模	〈経営面積〉 13.0ha 〈作付面積〉 水稻 11.2ha ブロッコリー 1.8ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 13.0ha 〈作付面積〉 水稻 11.8ha ブロッコリー 1.2ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡) 〈主要農機具〉 トラクター(33PS)、田植機(側条施肥機付き乗用6条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック、ロータリーハロー、ライムソー、動力噴霧器(6PS) 〈技術等〉 ・水稻は高速施肥田植機使用 ・水稻はカントリーエレベーター利用	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡) 〈主要農機具〉 トラクター(30PS)、田植機(側条施肥機付き乗用6条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック、ロータリーハロー、ライムソー、動力噴霧器(6PS) 〈技術等〉 ・水稻は高速施肥田植機使用 ・水稻はカントリーエレベーター利用
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型		【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	夏秋なす＋水稻	営 農 類 型	夏秋なす＋水稻
経 営 規 模	〈経営面積〉 5.4ha 〈作付面積〉 夏秋なす 0.4ha 水稻 5.0ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 5.4ha 〈作付面積〉 夏秋なす 0.4ha 水稻 5.0ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、なす支柱(40a) 〈主要農機具〉 トラクター(25PS、3人共同)、田植機(乗用6条、3人共同)、コンバイン(4条刈り、3人共同)、乾燥機(3,000kg、3人共同)、粃摺り機(3人共同)、管理機、普通トラック、動力噴霧費(6PS) 〈技術等〉 水稻は高速施肥田植機使用 水稻はカントリーエレベーター利用	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、なす支柱(40a) 〈主要農機具〉 トラクター(25PS、3人共同)、田植機(乗用6条、3人共同)、コンバイン(4条刈り、3人共同)、乾燥機(3,000kg、3人共同)、粃摺り機(3人共同)、管理機、普通トラック、動力噴霧費(6PS) 〈技術等〉 水稻は高速施肥田植機使用 水稻はカントリーエレベーター利用
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型		【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	たまねぎ＋水稻	営 農 類 型	たまねぎ＋水稻
経 営 規 模	〈経営面積〉 12.0ha 〈作付面積〉 たまねぎ 1.5ha 水稻 10.5ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 12.0ha 〈作付面積〉 たまねぎ 1.5ha 水稻 10.5ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡) 〈主要農機具〉 トラクター(33PS)、田植機(乗用6条)、コンバイン(3条刈り)、ロータリーハロー、 ライムソアー、ブームスプレイヤー、普通トラック、動力噴霧費(6PS)、播種機、 移植機、収穫機 〈技術等〉 水稻は高速施肥田植機使用 水稻はカントリーエレベーター利用	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡) 〈主要農機具〉 トラクター(30PS)、田植機(乗用6条)、コンバイン(3条刈り)、ロータリーハロー、 ライムソアー、ブームスプレイヤー、普通トラック、動力噴霧費(6PS)、播種機、 移植機、収穫機 〈技術等〉 水稻は高速施肥田植機使用 水稻はカントリーエレベーター利用
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型		【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	いよかん＋不知火＋優良中晩柑＋甘平	営 農 類 型	いよかん＋不知火＋優良中晩柑＋甘平
経 営 規 模	〈経営面積〉 2.2ha 〈作付面積〉 いよかん 1.2ha 不知火 0.3ha 優良中晩柑 0.5ha 甘平 0.2ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 2.2ha 〈作付面積〉 いよかん 1.2ha 不知火 0.3ha 優良中晩柑 0.5ha 甘平 0.2ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(99㎡)、貯蔵庫(180㎡)、貯水槽(50㎡)、多目的スプリンクラー(220a)、単軌 条運搬施設(350m) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機(4台)、普通トラック、コンテナ(4,000)、動力噴霧機(6PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(99㎡)、貯蔵庫(180㎡)、貯水槽(50㎡)、多目的スプリンクラー(220a)、単軌 条運搬施設(350m) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機(4台)、普通トラック、コンテナ(4,000)、動力噴霧機(6PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型	【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型
営 農 類 型	営 農 類 型
経 営 規 模	経 営 規 模
労 働 力	労 働 力
生 産 方 式	生 産 方 式
経 営 管 理 の 方 法	経 営 管 理 の 方 法
農業従事の態様等	農業従事の態様等

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【平地農業地帯】〔個別経営体〕施設型		【平地農業地帯】〔個別経営体〕施設型	
営 農 類 型	施設うんしゅうみかん＋うんしゅうみかん＋施設中晩柑＋施設愛媛果試第28号	営 農 類 型	施設うんしゅうみかん＋うんしゅうみかん＋施設中晩柑＋施設愛媛果試第28号
経 営 規 模	〈経営面積〉 1.5ha 〈作付面積〉 施設うんしゅう 0.2ha 極早生うんしゅう 0.2ha 早生うんしゅう 0.6ha 施設愛媛果試第28号 0.2ha 施設中晩柑 0.3ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 1.5ha 〈作付面積〉 施設うんしゅう 0.2ha 極早生うんしゅう 0.2ha 早生うんしゅう 0.6ha 施設愛媛果試第28号 0.2ha 施設中晩柑 0.3ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(66㎡)、ハウス施設(愛媛果試第28号)(20a)、貯水槽(50㎡)、多目的スプリンクラー(80a)、単軌条運搬施設(100m)、ハウス施設(みかん)(20a)、ハウス施設(中晩柑)(30a)、ヒートポンプ(20a) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機、普通トラック、コンテナ(2,800)、動力噴霧機(6PS) 〈技術等〉 ・露地みかんの防除はスプリンクラー方式 ・加温は重油暖房機とヒートポンプの併用 ・うんしゅうみかんの摘果は摘果剤利用 ・うんしゅうみかんはマルチ栽培及び完熟栽培を併用 ・施設うんしゅうみかんは早期加温と後期加温の組合せ ・愛媛果試第28号は雨よけ施設	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(66㎡)、ハウス施設(愛媛果試第28号)(20a)、貯水槽(50㎡)、多目的スプリンクラー(80a)、単軌条運搬施設(100m)、ハウス施設(みかん)(20a)、ハウス施設(中晩柑)(30a)、ヒートポンプ(20a) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機、普通トラック、コンテナ(1,500)、動力噴霧機(6PS) 〈技術等〉 ・露地みかんの防除はスプリンクラー方式 ・加温は重油暖房機とヒートポンプの併用 ・うんしゅうみかんの摘果は摘果剤利用 ・うんしゅうみかんはマルチ栽培及び完熟栽培を併用 ・施設うんしゅうみかんは早期加温と後期加温の組合せ ・愛媛果試第28号は雨よけ施設
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
【平地農業地帯】〔個別経営体〕施設型		【平地農業地帯】〔個別経営体〕施設型	
営 農 類 型	施設高設いちご＋水稻	営 農 類 型	施設高設いちご＋水稻
経 営 規 模	〈経営面積〉 6.3ha 〈作付面積〉 施設高設いちご 0.30ha 水稻 6.00ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 6.3ha 〈作付面積〉 施設高設いちご 0.30ha 水稻 6.00ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 3人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 3人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×6棟)、高設栽培装置〔簡易〕(一式) 〈主要農機具〉 温風暖房機(3台)、動力噴霧機(6PS)、トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×6棟)、高設栽培装置〔簡易〕(一式) 〈主要農機具〉 温風暖房機(3台)、動力噴霧機(6PS)、トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後	変 更 前																																																
【平地農業地帯】〔個別経営体〕施設型 <table><tr><td>営農類型</td><td>施設きゅうり＋水稻</td></tr><tr><td>経営規模</td><td>〈経営面積〉 6.9ha 〈作付面積〉 施設きゅうり 0.4ha 水稻 6.5ha</td></tr><tr><td>労働力</td><td>主たる従事者 1人 補助従事者 3人</td></tr><tr><td>生産方式</td><td>〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟) 〈主要農機具〉 温風暖房機(5台)、動力噴霧機(6PS)、トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック 〈技術等〉 ・水稻はカントリーエレベーター利用 ・施設きゅうりは共同選果場利用</td></tr><tr><td>経営管理の方法</td><td>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</td></tr><tr><td>農業従事の態様等</td><td>・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</td></tr></table> 【平地農業地帯】〔個別経営体〕施設型 <table><tr><td>営農類型</td><td>施設トマト＋水稻</td></tr><tr><td>経営規模</td><td>〈経営面積〉 6.9ha 〈作付面積〉 施設トマト 0.40ha 水稻 6.50ha</td></tr><tr><td>労働力</td><td>主たる従事者 1人 補助従事者 2人</td></tr><tr><td>生産方式</td><td>〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟)、 〈主要農機具〉 温風暖房機(5台)、動力噴霧機(6PS)、トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック 〈技術等〉 ・水稻はカントリーエレベーター利用</td></tr><tr><td>経営管理の方法</td><td>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</td></tr><tr><td>農業従事の態様等</td><td>・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</td></tr></table>	営農類型	施設きゅうり＋水稻	経営規模	〈経営面積〉 6.9ha 〈作付面積〉 施設きゅうり 0.4ha 水稻 6.5ha	労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 3人	生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟) 〈主要農機具〉 温風暖房機(5台)、動力噴霧機(6PS)、トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック 〈技術等〉 ・水稻はカントリーエレベーター利用 ・施設きゅうりは共同選果場利用	経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	営農類型	施設トマト＋水稻	経営規模	〈経営面積〉 6.9ha 〈作付面積〉 施設トマト 0.40ha 水稻 6.50ha	労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟)、 〈主要農機具〉 温風暖房機(5台)、動力噴霧機(6PS)、トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック 〈技術等〉 ・水稻はカントリーエレベーター利用	経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	【平地農業地帯】〔個別経営体〕施設型 <table><tr><td>営農類型</td><td>施設きゅうり＋水稻</td></tr><tr><td>経営規模</td><td>〈経営面積〉 6.9ha 〈作付面積〉 施設きゅうり 0.4ha 水稻 6.5ha</td></tr><tr><td>労働力</td><td>主たる従事者 1人 補助従事者 3人</td></tr><tr><td>生産方式</td><td>〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟) 〈主要農機具〉 温風暖房機(5台)、動力噴霧機(6PS)、トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック 〈技術等〉 ・水稻はカントリーエレベーター利用 ・施設きゅうりは共同選果場利用</td></tr><tr><td>経営管理の方法</td><td>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</td></tr><tr><td>農業従事の態様等</td><td>・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</td></tr></table> 【平地農業地帯】〔個別経営体〕施設型 <table><tr><td>営農類型</td><td>施設トマト＋水稻</td></tr><tr><td>経営規模</td><td>〈経営面積〉 6.9ha 〈作付面積〉 施設トマト 0.40ha 水稻 6.50ha</td></tr><tr><td>労働力</td><td>主たる従事者 1人 補助従事者 2人</td></tr><tr><td>生産方式</td><td>〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟)、 〈主要農機具〉 温風暖房機(5台)、動力噴霧機(6PS)、トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック 〈技術等〉 ・水稻はカントリーエレベーター利用</td></tr><tr><td>経営管理の方法</td><td>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</td></tr><tr><td>農業従事の態様等</td><td>・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</td></tr></table>	営農類型	施設きゅうり＋水稻	経営規模	〈経営面積〉 6.9ha 〈作付面積〉 施設きゅうり 0.4ha 水稻 6.5ha	労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 3人	生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟) 〈主要農機具〉 温風暖房機(5台)、動力噴霧機(6PS)、トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック 〈技術等〉 ・水稻はカントリーエレベーター利用 ・施設きゅうりは共同選果場利用	経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	営農類型	施設トマト＋水稻	経営規模	〈経営面積〉 6.9ha 〈作付面積〉 施設トマト 0.40ha 水稻 6.50ha	労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟)、 〈主要農機具〉 温風暖房機(5台)、動力噴霧機(6PS)、トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック 〈技術等〉 ・水稻はカントリーエレベーター利用	経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
営農類型	施設きゅうり＋水稻																																																
経営規模	〈経営面積〉 6.9ha 〈作付面積〉 施設きゅうり 0.4ha 水稻 6.5ha																																																
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 3人																																																
生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟) 〈主要農機具〉 温風暖房機(5台)、動力噴霧機(6PS)、トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック 〈技術等〉 ・水稻はカントリーエレベーター利用 ・施設きゅうりは共同選果場利用																																																
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施																																																
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止																																																
営農類型	施設トマト＋水稻																																																
経営規模	〈経営面積〉 6.9ha 〈作付面積〉 施設トマト 0.40ha 水稻 6.50ha																																																
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人																																																
生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟)、 〈主要農機具〉 温風暖房機(5台)、動力噴霧機(6PS)、トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック 〈技術等〉 ・水稻はカントリーエレベーター利用																																																
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施																																																
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止																																																
営農類型	施設きゅうり＋水稻																																																
経営規模	〈経営面積〉 6.9ha 〈作付面積〉 施設きゅうり 0.4ha 水稻 6.5ha																																																
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 3人																																																
生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟) 〈主要農機具〉 温風暖房機(5台)、動力噴霧機(6PS)、トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック 〈技術等〉 ・水稻はカントリーエレベーター利用 ・施設きゅうりは共同選果場利用																																																
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施																																																
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止																																																
営農類型	施設トマト＋水稻																																																
経営規模	〈経営面積〉 6.9ha 〈作付面積〉 施設トマト 0.40ha 水稻 6.50ha																																																
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人																																																
生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟)、 〈主要農機具〉 温風暖房機(5台)、動力噴霧機(6PS)、トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック 〈技術等〉 ・水稻はカントリーエレベーター利用																																																
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施																																																
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止																																																

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後	変 更 前																																																
【平地農業地帯】〔個別経営体〕施設型 <table><tr><td>営農類型</td><td>施設アスパラガス＋水稻</td></tr><tr><td>経営規模</td><td>〈経営面積〉 7.0ha 〈作付面積〉 施設アスパラガス 0.50ha 水稻 6.50ha</td></tr><tr><td>労働力</td><td>主たる従事者 1人 補助従事者 3人</td></tr><tr><td>生産方式</td><td>〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟) 〈主要農機具〉 トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック、動力噴霧機(6PS) 〈技術等〉 ・水稻は高速施肥田植機使用 ・水稻はカントリーエレベーター利用</td></tr><tr><td>経営管理の方法</td><td>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</td></tr><tr><td>農業従事の態様等</td><td>・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</td></tr></table> 【平地農業地帯】〔個別経営体〕施設型 <table><tr><td>営農類型</td><td>施設バラ（ロックウール）</td></tr><tr><td>経営規模</td><td>〈経営面積〉 0.4ha 〈作付面積〉 施設バラ 0.4ha</td></tr><tr><td>労働力</td><td>主たる従事者 1人 補助従事者 1人</td></tr><tr><td>生産方式</td><td>〈主要施設〉 農舎(66㎡)、鉄骨硬質フィルム温室(1,000㎡)、ロックウール施設、カーテン装置、重油タンク(2基)、ヒートポンプ（8台） 〈主要農機具〉 温風式暖房機(4台)、冷蔵庫(2坪用)、選花機、自動防除機、動力噴霧器(5PS)、軽トラック(幌付き) 〈技術等〉 ・ミニ、スプレー系のアーチング栽培</td></tr><tr><td>経営管理の方法</td><td>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</td></tr><tr><td>農業従事の態様等</td><td>・休日制の導入 ・パート雇用者の確保による過重労働の防止</td></tr></table>	営農類型	施設アスパラガス＋水稻	経営規模	〈経営面積〉 7.0ha 〈作付面積〉 施設アスパラガス 0.50ha 水稻 6.50ha	労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 3人	生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟) 〈主要農機具〉 トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック、動力噴霧機(6PS) 〈技術等〉 ・水稻は高速施肥田植機使用 ・水稻はカントリーエレベーター利用	経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	営農類型	施設バラ（ロックウール）	経営規模	〈経営面積〉 0.4ha 〈作付面積〉 施設バラ 0.4ha	労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	生産方式	〈主要施設〉 農舎(66㎡)、鉄骨硬質フィルム温室(1,000㎡)、ロックウール施設、カーテン装置、重油タンク(2基)、ヒートポンプ（8台） 〈主要農機具〉 温風式暖房機(4台)、冷蔵庫(2坪用)、選花機、自動防除機、動力噴霧器(5PS)、軽トラック(幌付き) 〈技術等〉 ・ミニ、スプレー系のアーチング栽培	経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・パート雇用者の確保による過重労働の防止	【平地農業地帯】〔個別経営体〕施設型 <table><tr><td>営農類型</td><td>施設アスパラガス＋水稻</td></tr><tr><td>経営規模</td><td>〈経営面積〉 7.0ha 〈作付面積〉 施設アスパラガス 0.50ha 水稻 6.50ha</td></tr><tr><td>労働力</td><td>主たる従事者 1人 補助従事者 3人</td></tr><tr><td>生産方式</td><td>〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟) 〈主要農機具〉 トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック、動力噴霧機(6PS) 〈技術等〉 ・水稻は高速施肥田植機使用 ・水稻はカントリーエレベーター利用</td></tr><tr><td>経営管理の方法</td><td>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</td></tr><tr><td>農業従事の態様等</td><td>・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</td></tr></table> 【平地農業地帯】〔個別経営体〕施設型 <table><tr><td>営農類型</td><td>施設バラ（ロックウール）</td></tr><tr><td>経営規模</td><td>〈経営面積〉 0.4ha 〈作付面積〉 施設バラ 0.4ha</td></tr><tr><td>労働力</td><td>主たる従事者 1人 補助従事者 1人</td></tr><tr><td>生産方式</td><td>〈主要施設〉 農舎(66㎡)、鉄骨硬質フィルム温室(4,000㎡)、ロックウール施設、カーテン装置、重油タンク(2基)、ヒートポンプ（8台） 〈主要農機具〉 温風式暖房機(4台)、冷蔵庫(2坪用)、選花機、自動防除機、動力噴霧器(5PS)、軽トラック(幌付き) 〈技術等〉 ・ミニ、スプレー系のアーチング栽培</td></tr><tr><td>経営管理の方法</td><td>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</td></tr><tr><td>農業従事の態様等</td><td>・休日制の導入 ・パート雇用者の確保による過重労働の防止</td></tr></table>	営農類型	施設アスパラガス＋水稻	経営規模	〈経営面積〉 7.0ha 〈作付面積〉 施設アスパラガス 0.50ha 水稻 6.50ha	労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 3人	生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟) 〈主要農機具〉 トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック、動力噴霧機(6PS) 〈技術等〉 ・水稻は高速施肥田植機使用 ・水稻はカントリーエレベーター利用	経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止	営農類型	施設バラ（ロックウール）	経営規模	〈経営面積〉 0.4ha 〈作付面積〉 施設バラ 0.4ha	労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	生産方式	〈主要施設〉 農舎(66㎡)、鉄骨硬質フィルム温室(4,000㎡)、ロックウール施設、カーテン装置、重油タンク(2基)、ヒートポンプ（8台） 〈主要農機具〉 温風式暖房機(4台)、冷蔵庫(2坪用)、選花機、自動防除機、動力噴霧器(5PS)、軽トラック(幌付き) 〈技術等〉 ・ミニ、スプレー系のアーチング栽培	経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・パート雇用者の確保による過重労働の防止
営農類型	施設アスパラガス＋水稻																																																
経営規模	〈経営面積〉 7.0ha 〈作付面積〉 施設アスパラガス 0.50ha 水稻 6.50ha																																																
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 3人																																																
生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟) 〈主要農機具〉 トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック、動力噴霧機(6PS) 〈技術等〉 ・水稻は高速施肥田植機使用 ・水稻はカントリーエレベーター利用																																																
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施																																																
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止																																																
営農類型	施設バラ（ロックウール）																																																
経営規模	〈経営面積〉 0.4ha 〈作付面積〉 施設バラ 0.4ha																																																
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人																																																
生産方式	〈主要施設〉 農舎(66㎡)、鉄骨硬質フィルム温室(1,000㎡)、ロックウール施設、カーテン装置、重油タンク(2基)、ヒートポンプ（8台） 〈主要農機具〉 温風式暖房機(4台)、冷蔵庫(2坪用)、選花機、自動防除機、動力噴霧器(5PS)、軽トラック(幌付き) 〈技術等〉 ・ミニ、スプレー系のアーチング栽培																																																
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施																																																
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・パート雇用者の確保による過重労働の防止																																																
営農類型	施設アスパラガス＋水稻																																																
経営規模	〈経営面積〉 7.0ha 〈作付面積〉 施設アスパラガス 0.50ha 水稻 6.50ha																																																
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 3人																																																
生産方式	〈主要施設〉 農舎(100㎡)、ハウス施設(500㎡×10棟) 〈主要農機具〉 トラクター(25PS)、田植機(乗用5条)、コンバイン(乗用3条)、普通トラック、動力噴霧機(6PS) 〈技術等〉 ・水稻は高速施肥田植機使用 ・水稻はカントリーエレベーター利用																																																
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施																																																
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止																																																
営農類型	施設バラ（ロックウール）																																																
経営規模	〈経営面積〉 0.4ha 〈作付面積〉 施設バラ 0.4ha																																																
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人																																																
生産方式	〈主要施設〉 農舎(66㎡)、鉄骨硬質フィルム温室(4,000㎡)、ロックウール施設、カーテン装置、重油タンク(2基)、ヒートポンプ（8台） 〈主要農機具〉 温風式暖房機(4台)、冷蔵庫(2坪用)、選花機、自動防除機、動力噴霧器(5PS)、軽トラック(幌付き) 〈技術等〉 ・ミニ、スプレー系のアーチング栽培																																																
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施																																																
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・パート雇用者の確保による過重労働の防止																																																

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【平地農業地帯】〔個別経営体〕施設型		【平地農業地帯】〔個別経営体〕施設型	
営 農 類 型	施設デルフィニウム＋枝物（花木）＋夏秋きゅうり	営 農 類 型	施設デルフィニウム＋枝物（花木）＋夏秋きゅうり
経 営 規 模	〈経営面積〉 1.00ha 〈作付面積〉 施設デルフィニウム 0.15ha 枝物（花木） 0.65ha 夏秋きゅうり 0.2 ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 0.96ha 〈作付面積〉 施設デルフィニウム 0.11ha 枝物（花木） 0.65ha 夏秋きゅうり 0.2 ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 作業場(40㎡)、パイプハウス(10a)、かん水装置、重油タンク、電照設備、きゅうり支柱(20a) 〈主要農機具〉 温風式暖房機、冷蔵庫(2坪用)、動力噴霧機(5PS)、軽トラック(幌付き)、トラクター(13PS)、管理機 〈技術等〉 ・デルフィニウムの促成栽培 ・冷房育苗苗購入利用（品種：さくらひめ）	生 産 方 式	〈主要施設〉 作業場(40㎡)、パイプハウス(10a)、かん水装置、重油タンク、電照設備、きゅうり支柱(20a) 〈主要農機具〉 温風式暖房機、冷蔵庫(2坪用)、動力噴霧機(5PS)、軽トラック(幌付き)、トラクター(13PS)、管理機 〈技術等〉 ・デルフィニウムの促成栽培 ・冷房育苗苗購入利用（品種：さくらひめ）
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入	農業従事の態様等	・休日制の導入
【平地農業地帯】〔個別経営体〕施設型		【平地農業地帯】〔個別経営体〕施設型	
営 農 類 型	施設花壇苗	営 農 類 型	施設花壇苗
経 営 規 模	〈経営面積〉 0.4ha 〈作付面積〉 花壇苗 0.4ha	経 営 規 模	〈経営面積〉 0.4ha 〈作付面積〉 花壇苗 0.4ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 作業場(40㎡)、APハウス(4,000㎡)、播種プラント、ベンチ、重油タンク 〈主要農機具〉 温風式暖房機(4台)、動力噴霧機(5PS)、普通トラック(幌付き)、用土混合機、ポッティングマシーン、フロントローダー 〈技術等〉 ・パンジー、ビンカ等の苗物生産	生 産 方 式	〈主要施設〉 作業場(40㎡)、APハウス(4,000㎡)、播種プラント、ベンチ、重油タンク 〈主要農機具〉 温風式暖房機(4台)、動力噴霧機(5PS)、普通トラック(幌付き)、用土混合機、ポッティングマシーン、フロントローダー 〈技術等〉 ・パンジー、ビンカ等の苗物生産
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・パート雇用者の確保による過重労働の防止	農業従事の態様等	・休日制の導入 ・パート雇用者の確保による過重労働の防止

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【平地農業地帯】〔組織経営体〕土地利用型		【平地農業地帯】〔組織経営体〕土地利用型	
営 農 類 型	水稻＋麦＋大豆＋水稻作業受託	営 農 類 型	水稻＋麦＋大豆＋水稻作業受託
経 営 規 模	〈経 営 面 積〉 55.0ha 〈作 付 面 積〉 水稻 35.0ha はだか麦 20.0ha 大豆 20.0ha 〈作業受託面積〉 30.0ha（田植え15.0ha、収穫15.0ha）	経 営 規 模	〈経 営 面 積〉 55.0ha 〈作 付 面 積〉 水稻 35.0ha 麦 20.0ha 大豆 20.0ha 〈作業受託面積〉 30.0ha（田植え15.0ha、収穫15.0ha）
労 働 力	主たる従事者 4人 補助従事者 4人	労 働 力	主たる従事者 4人 補助従事者 4人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(350㎡) 〈主要農機具〉 トラクター(33PS、2台)、トラクター(50PS、2台)、田植機(側条施肥機付き乗用6条、4台)、コンバイン(乗用5条、2台)、汎用コンバイン(2台)、普通トラック(2t、2台)、ロータリーハロー(2台)、ライムソー、大豆選別機(2台)、大豆乾燥機(2台)、麦大豆播種機(2台)、ブームスプレイヤー(2台)、ブロードキャスター、溝掘機、ロータリーカルチベーター、搬送用コンテナ 〈技術等〉 ・水稻はヘリ防除、高速施肥田植機使用 ・水稻、はだか麦はカントリーエレベーター利用	生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎(350㎡) 〈主要農機具〉 トラクター(30PS、2台)、トラクター(50PS、2台)、田植機(側条施肥機付き乗用6条、4台)、コンバイン(乗用5条、2台)、汎用コンバイン(2台)、普通トラック(2t、2台)、ロータリーハロー(2台)、ライムソー、大豆選粒機(2台)、大豆乾燥機(2台)、麦大豆播種機(2台)、ブームスプレイヤー(2台)、ブロードキャスター、溝掘機、ロータリーカルチベーター、搬送用コンテナ 〈技術等〉 ・水稻はヘリ防除、高速施肥田植機使用 ・水稻、裸麦はカントリーエレベーター利用
経営管理の方法	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。	経営管理の方法	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。
農業従事の態様等	・従事者全員の社会保険への加入 ・労働環境の快適化を進めるため農作業環境の改善を図る。	農業従事の態様等	・従事者全員の社会保険への加入 ・労働環境の快適化を進めるため農作業環境の改善を図る。

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【 県 全 域 】		【 県 全 域 】	
【県全域】〔個別経営体〕畜産		【県全域】〔個別経営体〕畜産	
営 農 類 型	酪農	営 農 類 型	酪農
経 営 規 模	〈飼養頭数〉 経産牛 50頭、育成牛 25頭 〈自給飼料〉 飼料作物 10.0ha トウモロコシ 10.0ha 〈コントラクター〉 W C S 7.0ha	経 営 規 模	〈飼養頭数〉 経産牛 50頭、育成牛 25頭 〈自給飼料〉 飼料作物 10.0ha トウモロコシ 5.0ha、イタリアン 5.0ha 〈コントラクター〉 W C S 7.0ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 搾乳牛舎(500㎡)、育成牛舎D型ハウス(200㎡)、堆肥舎(280㎡)、尿溜、飼料タンク(5 t用) 〈主要農機具〉 パイプラインミルクカー、バルククーラー(2,000ℓ)、バーンクリーナー 〈共同所有〉 トラクター(45PS)、トラック、ディスクハロー、ロールベアラー、マニユアスプレッダー、ブロードキャスター、コーンハーベスター、ベールグラブ、ホイルローダー、プラウ、高圧洗浄機 〈技術等〉 ・バーンクリーナー、パイプライン利用 ・5戸で飼料作物生産組合を組織し、機械を共同利用	生 産 方 式	〈主要施設〉 搾乳牛舎(500㎡)、育成牛舎D型ハウス(200㎡)、堆肥舎(280㎡)、尿溜、飼料タンク(5 t用) 〈主要農機具〉 パイプラインミルクカー、バルククーラー(2,000ℓ)、バーンクリーナー 〈共同所有〉 トラクター(45PS)、トラック、ディスクハロー、ロールベアラー、マニユアスプレッダー、ブロードキャスター、 <u>ヘーレーキ</u> 、コーンハーベスター、 <u>汎用型収穫機械</u> 、ベールグラブ、 <u>ラッピングマシン</u> 、ホイルローダー、プラウ、高圧洗浄機 〈技術等〉 ・バーンクリーナー、パイプライン利用 ・5戸で飼料作物生産組合を組織し、機械を共同利用
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・耕畜連携による飼料作物生産・調製コントラクター組織等の育成と作業委託による良質な自給飼料の生産・利用拡大を図る。	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・耕畜連携による飼料作物生産・調整コントラクター組織等の育成と作業委託による良質な自給飼料の生産・利用拡大を図る。
農業従事の態様等	・ヘルパーの活用による定期的な休日、休暇の確保	農業従事の態様等	・ヘルパーの活用による定期的な休日、休暇の確保
【県全域】〔個別経営体〕畜産		【県全域】〔個別経営体〕畜産	
営 農 類 型	肉用牛（繁殖一貫）	営 農 類 型	肉用牛（繁殖一貫）
経 営 規 模	〈飼養頭数〉 繁殖牛・子牛 25頭、肥育牛 53頭 〈自給飼料〉 飼料作物 3.8ha スーダン等 0.8ha、稲わら 3.0ha 〈コントラクター〉 稲わら等 9.2ha	経 営 規 模	〈飼養頭数〉 繁殖牛・子牛 18頭、肥育牛 56頭 〈自給飼料〉 飼料作物 3.8ha スーダン等 0.8ha、稲わら 3.0ha 〈コントラクター〉 稲わら等 9.2ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 繁殖牛舎(400㎡)、肥育牛舎(353㎡)、堆肥舎(160㎡)、飼料タンク(5 t用)、 〈主要農機具〉 トラック 〈共同所有〉 トラクター(40PS)、フロントローダー、ロールベアラー、モアコンディショナー、ブロードキャスター、 <u>ベールグラブ</u> 〈技術等〉 ・5戸で飼料作物生産組合を組織し、機械を共同利用 ・夏山冬里方式による放牧の実施	生 産 方 式	〈主要施設〉 繁殖牛舎(288㎡)、肥育牛舎(353㎡)、堆肥舎(160㎡)、飼料タンク(5 t用)、バンカーサイロ(30㎡) 〈主要農機具〉 トラック 〈共同所有〉 トラクター(40PS)、フロントローダー、ロールベアラー、モアコンディショナー、ブロードキャスター、 <u>ヘーレーキ</u> 〈技術等〉 ・5戸で飼料作物生産組合を組織し、機械を共同利用 ・夏山冬里方式による放牧の実施
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・耕畜連携による飼料作物生産・調製コントラクター組織等の育成と作業委託による良質な自給飼料の生産・利用拡大を図る。	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・耕畜連携による飼料作物生産・調整コントラクター組織等の育成と作業委託による良質な自給飼料の生産・利用拡大を図る。
農業従事の態様等	・雇用の確保による定期的な休日、休暇の確保	農業従事の態様等	・雇用の確保による定期的な休日、休暇の確保

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【県全域】〔個別経営体〕畜産		【県全域】〔個別経営体〕畜産	
営 農 類 型	肉用牛（肉専用種肥育）	営 農 類 型	肉用牛（肉専用種肥育）
経 営 規 模	〈飼養頭数〉 肉用牛 125頭 〈自給飼料〉 飼料作物 2.2ha イタリアン 1.1ha、スーダン 1.1ha 〈コントラクター〉 稲わら等 18.5ha	経 営 規 模	〈飼養頭数〉 肉用牛 125頭 〈自給飼料〉 飼料作物 2.2ha イタリアン 1.1ha、スーダン 1.1ha 〈コントラクター〉 稲わら等 18.5ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 牛舎(706㎡)、堆肥舎(260㎡)、飼料タンク(5 t 用) 〈主要農機具〉 トラック 〈共同所有〉 トラクター(45PS)、ロールベアラー、モアコンディショナー、マニユアスプレッダー、ブロードキャスター、ヘーレーキ 〈技術等〉 ・飼料作物栽培用機械を共同利用 ・黒毛和種去勢牛 280kg約8か月齢を導入し、27か月齢で出荷	生 産 方 式	〈主要施設〉 牛舎(706㎡)、堆肥舎(260㎡)、飼料タンク(5 t 用) 〈主要農機具〉 トラック 〈共同所有〉 トラクター(40PS)、ロールベアラー、モアコンディショナー、マニユアスプレッダー、ブロードキャスター、ヘーレーキ 〈技術等〉 ・飼料作物栽培用機械を共同利用 ・黒毛和種去勢牛 270kg約8か月齢を導入し、26か月齢で出荷
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・耕畜連携による飼料作物生産・調整コントラクター組織等の育成と作業委託による良質な自給飼料の生産・利用拡大を図る。	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・耕畜連携による飼料作物生産・調整コントラクター組織等の育成と作業委託による良質な自給飼料の生産・利用拡大を図る。
農業従事の態様等	・雇用の確保による定期的な休日、休暇の確保	農業従事の態様等	・雇用の確保による定期的な休日、休暇の確保

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【県全域】〔個別経営体〕畜産		【県全域】〔個別経営体〕畜産	
営 農 類 型	肉用牛（交雑種肥育一貫）	営 農 類 型	肉用牛（交雑種肥育一貫）
経 営 規 模	〈飼養頭数〉 肉用牛 300 頭 〈自給飼料〉 飼料作物 6.0ha イタリアン 3.0ha、スーダン 3.0ha 〈コントラクター〉 稲わら等 36.0ha	経 営 規 模	〈飼養頭数〉 肉用牛 250 頭 〈自給飼料〉 飼料作物 6.0ha イタリアン 3.0ha、スーダン 3.0ha 〈コントラクター〉 稲わら等 36.0ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 肥育牛舎(1,059㎡)、育牛舎(200㎡)、堆肥舎(520㎡)、飼料タンク(5 t 用) 〈主要農機具〉 トラック 〈共同所有〉 トラクター(40PS)、フロントローダー、ロールベアラー、モアコンディショナー、マニユアスプレッダー、ブロードキャスター、ヘーレーキ 〈技術等〉 ・飼料作物栽培用機械を共同利用 ・ほ育は、導入から2か月間カーフハッチ方式で個体管理 ・ヌレ子を導入し、ほ育から肥育までの一貫（平均出荷月齢 24 か月）	生 産 方 式	〈主要施設〉 肥育牛舎(1,059㎡)、育牛舎(200㎡)、堆肥舎(520㎡)、飼料タンク(5 t 用)、 <u>バンカーサイロ(30㎡)</u> 〈主要農機具〉 トラック 〈共同所有〉 トラクター(40PS)、フロントローダー、ロールベアラー、モアコンディショナー、マニユアスプレッダー、ブロードキャスター、ヘーレーキ 〈技術等〉 ・飼料作物栽培用機械を共同利用 ・ほ育は、導入から2か月間カーフハッチ方式で個体管理 ・ヌレ子を導入し、ほ育から肥育までの一貫（平均出荷月齢 23 か月）
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・耕畜連携による飼料作物生産・調 製 コントラクター組織等の育成と作業委託による良質な自給飼料の生産・利用拡大を図る。	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・耕畜連携による飼料作物生産・調 整 コントラクター組織等の育成と作業委託による良質な自給飼料の生産・利用拡大を図る。
農業従事の態様等	・雇用の確保による定期的な休日、休暇の確保	農業従事の態様等	・雇用の確保による定期的な休日、休暇の確保
【県全域】〔個別経営体〕畜産		【県全域】〔個別経営体〕畜産	
営 農 類 型	養豚（一貫）	営 農 類 型	養豚（一貫）
経 営 規 模	〈飼養頭数〉 種雌豚 160頭 種雄豚 12頭 肥育豚 1,600頭	経 営 規 模	〈飼養頭数〉 種雌豚 160頭 種雄豚 12頭 肥育豚 1,600頭
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 繁殖豚舎(575㎡)、育成豚舎(160㎡)、肥育豚舎(908㎡)、農舎(200㎡)、堆肥舎(450㎡)、尿貯留槽(30㎡)、糞尿処理施設 〈主要農機具〉 自動配餌システム、飼料タンク 〈技術等〉 ・分娩豚房は高床式で21日離乳 ・肥育は雌雄別飼い。ウェットフィーディング導入 ・ <u>ランドレース（L）と大ヨークシャー（W）の交雑雌（LW）に種雄豚デュロック（D）の3元肥育豚（LWD）</u>	生 産 方 式	〈主要施設〉 繁殖豚舎(575㎡)、育成豚舎(160㎡)、肥育豚舎(908㎡)、農舎(200㎡)、堆肥舎(450㎡)、尿貯留槽(30㎡)、糞尿処理施設 〈主要農機具〉 自動配餌システム、飼料タンク 〈技術等〉 ・分娩豚房は高床式で21日離乳 ・肥育は雌雄別飼い。ウェットフィーディング導入 ・ <u>種雄豚デュロック、種雌豚ランドレースの肥育豚3元</u>
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・雇用の確保による定期的な休日、休暇の確保	農業従事の態様等	・雇用の確保による定期的な休日、休暇の確保

農業地帯別目標営農類型 基本的指標 新旧対照表

変 更 後		変 更 前	
【県全域】〔個別経営体〕畜産		【県全域】〔個別経営体〕畜産	
営 農 類 型	養鶏（採卵鶏）	営 農 類 型	養鶏（採卵鶏）
経 営 規 模	〈飼養頭数〉 成鶏 30,000羽 育成鶏 15,000羽	経 営 規 模	〈飼養頭数〉 成鶏 30,000羽 育成鶏 15,000羽
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 中・大雛舎(300㎡)、成鶏舎(588㎡)、管理舎(50㎡)、糞尿処理施設(360㎡)、飼料タンク(3t用) 〈主要農機具〉 自動給餌機、トラック、ショベルローダー、洗卵選別機、鶏糞袋詰機、ミシン 〈技術等〉 ・ウィンドレス鶏舎、全自動化 ・40日齢導入、140日齢成鶏繰入、22か月齢オールアウト	生 産 方 式	〈主要施設〉 中・大雛舎(300㎡)、成鶏舎(588㎡)、管理舎(50㎡)、糞尿処理施設(360㎡)、飼料タンク(3t用) 〈主要農機具〉 自動給餌機、トラック、ショベルローダー、洗卵選別機、鶏糞袋詰機、ミシン 〈技術等〉 ・ウィンドレス鶏舎、全自動化 ・40日齢導入、140日齢成鶏繰入、22か月齢オールアウト
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・雇用の確保による定期的な休日、休暇の確保	農業従事の態様等	・雇用の確保による定期的な休日、休暇の確保
【県全域】〔個別経営体〕畜産		【県全域】〔個別経営体〕畜産	
営 農 類 型	養鶏（ブロイラー）	営 農 類 型	養鶏（ブロイラー）
経 営 規 模	〈飼養頭数〉 ブロイラー <u>45,000</u> 羽	経 営 規 模	〈飼養頭数〉 ブロイラー <u>40,000</u> 羽
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 鶏舎（2,928㎡）、管理舎・農機具庫（100㎡）、鶏糞堆積場 〈主要農機具〉 飼料タンク(3t用)、自動給餌機、自動給水機、ショベルローダー、トラック、鶏糞袋詰機、ミシン 〈技術等〉 ・平飼い ・オールイン・オールアウト方式 ・雌雄別飼い ・常時 <u>4.5</u> 万羽飼育の年4回転	生 産 方 式	〈主要施設〉 鶏舎（2,928㎡）、管理舎・農機具庫（100㎡）、鶏糞堆積場 〈主要農機具〉 飼料タンク(3t用)、自動給餌機、自動給水機、ショベルローダー、トラック、鶏糞袋詰機、ミシン 〈技術等〉 ・平飼い ・オールイン・オールアウト方式 ・雌雄別飼い ・常時 <u>4</u> 万羽飼育の年4回転
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・雇用の確保による定期的な休日、休暇の確保	農業従事の態様等	・雇用の確保による定期的な休日、休暇の確保